

令和3年3月甲良町議会定例会会議録

令和3年3月4日（木曜日）

◎本日の会議に付した事件（議事日程）

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 会期の決定
- 第3 報告第1号 専決処分の報告について
- 第4 議案第4号 甲良町条例の用字用語等の整理に関する条例
- 第5 議案第5号 甲良町職員定数条例の一部を改正する条例
- 第6 議案第6号 甲良町介護保険条例の一部を改正する条例
- 第7 議案第7号 甲良町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備および運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 第8 議案第8号 甲良町指定居宅介護支援等の事業の人員および運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 第9 議案第9号 甲良町指定地域密着型介護予防サービスの人員、設備および運営ならびに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 第10 議案第10号 甲良町指定介護予防支援等の事業の人員および運営ならびに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 第11 議案第11号 甲良町国民健康保険条例の一部を改正する条例
- 第12 議案第12号 甲良町国民健康保険税条例の一部を改正する条例
- 第13 議案第13号 地方自治法第96条第2項の規定による議会の議決すべき事件に関する条例の一部を改正する条例
- 第14 議案第14号 甲良町総合計画策定条例の一部を改正する条例
- 第15 議案第15号 甲良町小集会所設置および管理に関する条例を廃止する条例
- 第16 議案第16号 権利の放棄および和解につき、議決を求めることについて
- 第17 議案第17号 権利の放棄および和解につき、議決を求めることについて
- 第18 議案第18号 訴えの提起につき、議決を求めることについて
- 第19 議案第19号 訴えの提起につき、議決を求めることについて

- 第20 議案第20号 訴えの提起につき、議決を求めることについて
- 第21 議案第21号 訴えの提起につき、議決を求めることについて
- 第22 議案第22号 令和2年度甲良町一般会計補正予算（第10号）
- 第23 議案第23号 令和2年度甲良町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
- 第24 議案第24号 令和2年度甲良町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）
- 第25 議案第25号 令和2年度甲良町介護保険事業特別会計補正予算（第4号）
- 第26 議案第26号 令和2年度甲良町墓地公園事業特別会計補正予算（第1号）
- 第27 議案第27号 令和2年度甲良町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第2号）
- 第28 議案第28号 令和2年度甲良町下水道事業会計補正予算（第1号）
- 第29 議案第29号 令和2年度甲良町水道事業会計補正予算（第2号）
- 第30 議案第30号 令和3年度甲良町一般会計予算
- 第31 議案第31号 令和3年度甲良町国民健康保険特別会計予算
- 第32 議案第32号 令和3年度甲良町後期高齢者医療事業特別会計予算
- 第33 議案第33号 令和3年度甲良町介護保険事業特別会計予算
- 第34 議案第34号 令和3年度甲良町墓地公園事業特別会計予算
- 第35 議案第35号 令和3年度甲良町下水道事業会計予算
- 第36 議案第36号 令和3年度甲良町水道事業会計予算
- 第37 同意第1号 甲良町固定資産評価審査委員会委員の選任につき、同意を求めることについて
- 第38 同意第2号 甲良町公平委員会委員の選任につき、同意を求めることについて
- 第39 甲良町選挙管理委員および同補充員の選挙
- 第40 発議第3号 甲良町議会委員会条例の一部を改正する条例（案）
- 第41 一般質問

◎会議に出席した議員（11名）

1番	小森正彦	2番	岡田隆行
3番	山田充	4番	野瀬欣廣
5番	阪東佐智男	6番	宮寄光一
7番	丸山恵二	8番	木村修
9番	建部孝夫	10番	西澤伸明

11番 山田裕康

◎会議に欠席した議員

なし

◎会議に出席した説明員

町長	野瀬喜久男	教育長	松田嘉一
総務課長	中川雅博	教育次長	福原猛
会計管理者	宮川哲郎	学校教育課長	藤村善信
税務課長	大野けい子	建設水道課長	村岸勉
企画監理課長	北坂仁	人権課長	丸澤俊之
住民課長	小林千春	建設水道課参事	丸山正平
保健福祉課長	中村康之	総務課主幹	岩瀬龍平
産業課長	西村克英		

◎議場に出席した事務局職員

事務局長 橋本浩美 書記 藤井千恵

(午前 9時00分 開会)

○山田裕康議長 ただいまの出席議員数は11人です。

議員定足数に達していますので、令和3年3月甲良町議会定例会を開会します。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、既に配布しているとおりです。

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員に、9番 建部議員、10番 西澤議員を指名します。

次に、日程第2 会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から3月23日までの20日間としたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○山田裕康議長 異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は、本日から3月23日までの20日間と決定しました。

これより、町長の挨拶、行政報告ならびに提案説明を求めます。

町長。

○野瀬町長 本日、令和3年甲良町議会3月定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、大変お忙しいところご出席をいただき、誠にありがとうございます。平素は町政全般にわたりまして格別のご支援、ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

ここで、提案説明に先立ち、若干の行政報告をいたします。

令和3年度当初予算編成については、コロナ禍における社会経済情勢が大きく変わった中で、本町が進めようとしていた財政健全化の積み上げをいったん棚上げにせざるを得なくなりました。新型コロナウイルス感染症の影響で町税が減収し、一般財源が大幅に不足をし、町長査定を行った後、各課で見直しを行い、再査定によって、最終的に財政調整基金2億5,700万円、ふるさと応援寄付金6,000万円の3億1,700万円を繰り入れ、財源確保をいたしました。

その結果、令和2年度末の財政調整基金の残高は3億9,000万円でありましたが、取崩し後の残高は1億3,000万円と余力がなくなりました。本町の財政硬直化は一層進み、当初予算編成後の課長会において、財政不足深刻、予算編成危機的状态と説明をいたし、行政改革は避けて通れなくなりました。

令和3年度は、引き続きコロナウイルスの感染防止対策を継続するとともに、現在準備しているワクチンの接種の体制を確立し、スムーズに集団接種が行えるよう準備を整えていきたいと思っております。

また、令和2年度に策定完了する「総合計画」および「まち・ひと・しごと創生総合戦略」の各施策については、本格実施に移ることはできませんが、実施可能な施策から実施するとともに、6月策定目標の新過疎法に適応した持続可能な地域づくり計画を持って、具体的取組の方向を明らかにしていきたいと考えております。

また、継続的に行う事業として、「子どもの学力向上」「家庭支援の充実」「町民の健康づくり（こうら33プログラム）」「地域福祉活動の支援」「集落コミュニティの振興」の5つの事業に力を入れ、少しずつ実績成果の上がる取組にしてまいりたいと考えております。

それでは、本日提案をさせていただきます案件について、その概要を説明申し上げます。

報告第1号は、貸付金返還請求について、訴え提起の専決処分を行いましたので、その報告であります。

議案第4号は、甲良町条例の用字用語等の整理に関する条例であり、条例の用語用字、送り仮名等の整理を図るための条例であります。

議案第5号は、甲良町職員定数条例の一部を改正する条例で、業務量調査に基づき、町長部局、教育委員会部局の職員定数を見直すものであります。

議案第6号は、甲良町介護保険条例の一部を改正する条例で、1、保険料および所得段階の改定、2、低所得者層の介護保険料軽減、3、平成30年度税制改正に伴う介護保険制度における所得指標の見直し、4、新型コロナウイルス感染症の定義改正に伴い、所要の改正を行うものであります。

議案第7号は、甲良町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備および運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例。

議案第8号は、甲良町指定居宅介護支援等の事業の人員および運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例。

議案第9号は、甲良町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備および運営ならびに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例。

議案第10号は、甲良町指定介護予防支援等の事業の人員および運営ならびに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例で、省令の基準をふまえて、所要の改正を行うものであります。

議案第11号は、甲良町国民健康保険条例の一部を改正する条例。

議案第12号は、甲良町国民健康保険税条例の一部を改正する条例で、新型インフルエンザ対策特別措置法の一部を改正する法律の施行に伴い、定義を具体的に書き下ろす形の改正であります。

議案第13号は、地方自治法第96条第2項の規定による議会の議決すべき事件に関する条例の一部を改正する条例。

議案第14号は、甲良町総合計画策定条例の一部を改正する条例で、総合計画の基本構想に関して、議会の議決処分を削除し、議会と協議することに変更することに伴う所要の改正であります。

議案第15号は、甲良町小集会所設置および管理に関する条例を廃止する条例で、小集会所を用途廃止し、普通財産として管理するために廃止をするものであります。

議案第16号、議案第17号は、権利の放棄および和解につき、議決を求めることについてで、地方自治法に基づく議会の議決を求めるものであります。

議案第18号、議案第19号、議案第20号、議案第21号は、訴えの提起につき、議決を求めることについてで、これにつきましても、地方自治法に基づく議会の議決を求めるものであります。

議案第22号、令和2年度甲良町一般会計補正予算（第10号）については、1億1,825万1,000円を減額いたし、補正後の予算総額を51億579万1,000円とするものであります。主な補正項目は、歳入では、町税の減額、また国庫支出金、県支出金及び繰入金の減額。歳出では、総務費で総務管理費の増額、衛生費で上水道費の増額、農林水産業費で農業費の減額、商工費で商工費の減額が主なものであります。

議案第23号、令和2年度甲良町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）については、887万6,000円を減額いたし、補正後の予算総額を9億6,699万6,000円とするものであります。主な補正項目は、歳入では、県支出金の減額、繰入金で他会計繰入金の減額。歳出では、保健事業費の減額が主なものであります。

議案第24号、令和2年度甲良町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）については、115万円を追加いたし、補正後の予算総額を8,234万6,000円とするものであります。補正項目は、歳入では、後期高齢者医療保険料の増額。歳出では、後期高齢者医療広域連合納付金の増額が主なものであります。

議案第25号、令和2年度甲良町介護保険事業特別会計補正予算（第4号）については、747万4,000円を減額いたし、補正後の予算総額を9億2,245万7,000円とするものであります。主な補正項目は、歳入で

は、支払基金交付金の減額。歳出では、保険給付費で介護サービス等諸費の減額、介護予防サービス等諸費の減額、特定入所介護サービス費の減額が主なものであります。

議案第26号、令和2年度甲良町墓地公園事業特別会計補正予算（第1号）については、63万7,000円を減額いたし、補正後の予算総額を621万7,000円とするものであります。主な補正項目は、歳入では、繰入金で基金繰入金の減額。歳出では、墓地公園管理費の減額が主なものであります。

議案第27号は、令和2年度甲良町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第2号）で、220万2,000円を追加いたし、総額を2,223万2,000円とするものであります。主な補正内容といたしましては、歳入では、諸収入で貸付金元利収入の増額をするものであります。歳出では、諸支出金で一般会計繰出金を増額するものであります。

議案第28号は、令和2年度甲良町下水道事業会計補正予算（第1号）で、1,307万9,000円を追加いたし、下水道事業収益を3億4,918万1,000円とするものであります。内容といたしましては、下水道事業収益の特別利益を追加するものであります。

議案第29号は、令和2年度甲良町水道事業会計補正予算（第2号）で、30万円を追加いたし、補正後の水道事業収益、水道事業費を1億8,951万7,000円とするものであります。内容といたしましては、収益的収入でその他営業収益を追加いたし、収益的支出で総係費を減額するものであります。

議案第30号は、令和3年度甲良町一般会計予算及び議案第31号から第36号の令和3年度の4つの特別会計及び2つの企業会計の予算であります。一般会計につきましては、昨年度当初予算より1.3%減となる40億577万円であります。特別会計につきましては、昨年当初予算と比較で、国民健康保険特別会計、13.1%減となる8億1,014万4,000円。後期高齢者医療事業特別会計、3.1%増となる8,305万8,000円。介護保険事業特別会計、1%増となる8億8,095万5,000円。墓地公園事業特別会計、79.7%減となる139万1,000円であります。企業会計につきましては、昨年度当初予算との比較で、下水道事業会計、0.5%減となる6億6,128万4,000円。水道事業会計、2.2%減となる2億5,385万3,000円であります。特別会計及び企業会計による6会計の総予算額は、昨年当初予算より8.3%減となる26億9,068万5,000円であります。

今回の予算編成につきましては、団体自治、住民自治を軸に「みんなでま

ちづくり」という行政運営の基本を前提として、5つの重点事業を中心に予算編成を行いました。今後は今まで以上に計画・実行・評価・改善のPDCAサイクルを行い、厳しい財政環境を自覚して、効率的で正確な行政推進に職員が結束して事業を進めてまいります。

同意第1号は、任期満了に伴う甲良町固定資産評価審査委員会委員の選任につき、同意を求めるものであります。

同意第2号は、甲良町公平委員会委員の選任につき、同意を求めるものであります。

以上、本日提出いたしました案件につきまして、その概要の説明を申し上げます。何とぞよろしくご審議をいただき、適切な議決、同意を賜りますようお願い申し上げます。提案説明とさせていただきます。

○山田裕康議長 次に、日程第3 報告第1号を議題とします。

報告書が提出されていますので、報告を求めます。

人権課長。

○丸澤人権課長 報告第1号 専決処分の報告について。

貸金等返還請求事件に関し、訴えを提起することについて、地方自治法第180条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和3年3月4日。

甲良町長 野瀬喜久男。

1枚おめくりください。

専決処分書 貸金等返還請求事件に関する訴えの提起。

地方自治法第180条第1項の規定により次のとおり訴えを提起することについて専決処分する。

1、被告となるべき者の住所、氏名。こちらは番号1の1から1の3の読み上げのみで説明に代えさせていただきます。

2、請求の要旨。

(1) 上記番号1の1から1の3を一つの訴状とし、訴えを提起する。上記訴えは、主たる債務者および連帯保証人に対して請求をするものである。

(2) 上記訴えは、主たる債務者が貸金等に係る返還金等の支払いを滞納していることから、主たる債務者に対して滞納返還金、滞納利息金及び遅延損害金の支払いを、連帯保証人に対して連帯保証債務の履行を求めるものである。

3、訴訟遂行の方針および授權事項。必要に応じて、次に掲げる法律上の行為をするものとする。

(1) 控訴又は上告。

(2) 訴えの取下げ、変更又は和解。

管轄裁判所は、大津地方裁判所彦根支部です。

続けて、専決第2号に移ります。

内容がほとんど同じですので、違うところだけ説明します。

1、被告となるべき者の住所、氏名。こちらは番号が1の1から1の7まででございます。

2、請求の要旨。

(1) 1の1から1の7を一つの訴状とし、訴えを提起する。以下は先ほどと同様です。

(2) 上記訴えは、主たる債務者の相続人が貸金等に係る返還金等の支払いを滞納していることから、主たる債務者の相続人に対して滞納返還金、滞納利息金及び遅延損害金の支払いを、連帯保証人の相続人に対して連帯保証債務の履行を求めるものである。

3は先ほどと同じです。

4も同様です。

おめくりください。

専第3号。

1、被告となるべき者の住所、氏名。こちらは1の1から1の14までが被告です。

請求の要旨。

(1) 上記番号1の1から1の14を一つの訴状とし、訴えを提起する。上記訴えは、主たる債務者の相続人および連帯保証人の相続人に対して請求をするものである。

(2) 上記訴えは、いずれも主たる債務者の相続人が貸金等に係る返還金等の支払いを滞納していることから、主たる債務者の相続人に対して滞納返還金、滞納利息金及び遅延損害金の支払いを、連帯保証人の相続人に対して連帯保証債務の履行を求めるものである。

3、4は専決第1号と同じです。

おめくりください。

専第4号。

1、被告となるべき者の住所、氏名。こちらは1の1から1の6までの6名でございます。

2、請求の要旨。

(1) 上記番号1の1から1の6を一つの訴状とし、訴えを提起する。上記訴えは、主たる債務者及び連帯保証人の相続人に対して請求をするものである。

(2) 上記訴えは、主たる債務者が貸金等に係る返還金等の支払いを滞納していることから、主たる債務者に対して滞納返還金、滞納利息金及び遅延損害金の支払いを、連帯保証人の相続人に対して連帯保証債務の履行を求めるものである。

3、4は専第1号と同様です。

以上で説明を終わります。

○山田裕康議長 これをもって報告を終わります。

次に、日程第4 議案第4号を議題とします。

議案を朗読させます。

局長。

○橋本事務局長 議案第4号 甲良町条例の用字用語等の整理に関する条例。

上記の議案を提出する。

令和3年3月4日。

甲良町長。

○山田裕康議長 本案に対する提案説明を求めます。

総務課長。

○中川総務課長 議案第4号 甲良町条例の用字用語等の整理に関する条例であります。

まず、この制定理由であります。甲良町の例規集について、法令と例規の引用関係の見直しおよび法制執務上の整備を実施することによって、本町の例規の正確性の維持、ひいては自治立法実務の円滑な運営を確保することを目的に、現に施行中の条例の用語、用字、送り仮名等の整理を図るために必要な事項を定めるものであります。

1条から7条で構成されていますので、まず、この本文を朗読させていただきます。

第1条、趣旨ですが、この条例は、本町において現に施行中の条例の用語、用字、送り仮名等の整理を図るために必要な事項を定めるものであります。

第2条で、用語等の整理の基準であります。既存の条例に用いている用語等は、次に掲げる告示および通知の定めるところに従い、整理するものであります。

1つ目が常用漢字表、2つ目が公用文における漢字使用等について、3番目が法令における漢字使用等について、4番目が送り仮名の付け方について。

第3条で、法令等の引用であります。既存の条例に引用している法令等の題名で、それぞれの法令等の題名等が最初に引用されているもののうち、法律番号等が付されていないものに法律番号等を付する。この場合において、法律番号等の付し方は、「(平成〇年法律第何号)」の例によるものであり

ます。

第4条で、別表等の整理であります。既存の条例の別表および様式において、関係条例番号が付されていないものについては、関係条例番号を付すると。この場合において、関係条例番号の付し方は、「(第〇条関係)」の例によるものであります。

2番目で、既存の条例の様式において、「〇〇殿」とあるのは、「〇〇様」に統一するものです。

第5条、句読点で、既存の条例の条文において、条文の完結、主語、述語、並列語句の句切り、条件および条文の相互関係等を明示する句読点が欠けているものについては、句読点を付け、余分についているものは削るものであります。

第6条、その他の表記および表現で、第2条から前項までに規定するもののほか、既存の条例の表記および表現で、次のページをお願いします、改める必要のあるものは、その内容を変えずに統一するものであります。

これについては、先般の全員協議会の方で「もしくは」とか「および」とか、それを平仮名にするとか、漢字にするとかというようなことを改正する項目であります。

第7条の委任で、この条例に定めるもののほか、用語等の整理について必要な事項は、別に定める。

付則 この条例は公布の日から施行する。

以上であります。

○山田裕康議長 説明が終わりましたので、質疑はありませんか。

建部議員。

○建部議員 この用字用語等の整理なんですけど、全協のときでも、私、述べましたけれども、日常的に出されている町の公用文というか、そういったものもこれに準じて整備をしたらどうかということで、例えば、ここに条例の第2条、用語等の整理の基準の第2号に、公用文における漢字使用等についてというので、これはもう平成22年の内閣訓令第1号で定められている、通常、役所における公用文は、この訓令に基づいてということが決められている。

この条例だけの用字用語の整理じゃなくて、日常出される役場からの公用文も、やはりこういうものと併せて整理をする。そして、それぞれが通知を出される文書の中にも、やはり漢字の、公用文として使われている漢字を使用するという、そういうことも徹底する意味でも、やはり日常的に公用文も含めてこの整理をすればというふうに思うんですが、いかがですかね。

○山田裕康議長 総務課長。

○中川総務課長 今、議員が言われたとおりであります。今回、条例につきましてはこのように整理しますということで、条例の例規集の内容をこのような形でします。今、言われた常用漢字も当然、条例には使います。

今、議員が言われたように、内閣の訓令でも出ていますので、当然、行政としてはそういうのを使うのが基本やと思います。公用文の書き方等の書籍なりも当然これに合わせて発行されていますので、今回、質疑も受けましたので、また改めて、ちょっと課長会の方で通常の公用文もこれに照らして作成するように指導いうか、統一をするように指示はさせてもらいたいと思います。

○山田裕康議長 ほかにありませんか。

西澤議員。

○西澤議員 建部議員の質問にも関連するんですけども、以前、全員協議会でも規則、要綱、これについては議会の議決の対象でないという点で、現在、検討を進めているというわけですけども、その枠組み、つまり今回、条例が制定されるわけですけども、それに沿って、規則、要綱、そして町民に知らせる公文書、つまり通知文等々ありますけども、そういうものについてもこれに準ずるといふ枠組みを何によって示すのか、つまり、議会の議決は要りませんけども、だけども、何らかの形でそういう基準をこの改正の趣旨に沿って、線に沿って、公用語、規則、要綱もそれに沿うという取決めを示していく必要があると思うんですけども、それはどういう計画ですか。検討している最中ですけども、だけども、その検討している内容を実施するという実効のある枠組み、条例にはならないかと思えますけども、何によって示していくのかという点を説明いただきたいと思えます。

○山田裕康議長 総務課長。

○中川総務課長 この条例自体は、条例の文言を整理するようになっていますが、実務としましては、条例、規則、要綱なりを各課が作成した場合、総務課の例規担当者で合議がされます。その段階で、ほとんどこれ、形式要件のことなので、形式審査は条例担当がその時点でします。それでオーケーが出たら、告示なり、その法手続をして、確定したら例規集に反映するというような、今、手法でやっていますので、今の質問でも規則なり要綱が決裁に回ってきたら、担当者がこれに合うようにチェックさせてもらおうというような流れになっています。

○山田裕康議長 西澤議員。

○西澤議員 それでいくと、個々の公文書はそういうふうにして点検を受け、修正もあれば手直しがあるというわけですけども、この方向、つまり、この条例に沿った方向できちんと公文書を整理する、形式だけのことですけども、

職員の皆さんが1つの統一に従って仕事をするということから見たら、その規則、要綱、それから通知文等の公文書についても、この方向で整理をするというやつを何らかの形で、内部の規定だけと違って、議会、住民に知らして、枠組みをきちっとルールを示すというのが大事だと思うんですけども、いかがですか。

○山田裕康議長 総務課長。

○中川総務課長 今、質問の中でちょっと勘違いがあったのかなと思います。例規担当がチェックするのは条例規則、要綱なりです。今、議員が言われているのは、通常、各課が公文書として外へ出す場合については、ちょっと例規担当はチェックをしていません、今現在。今言われているのは、それを統一したらどうやと、庁内でということやと思いますので、そのルールは役場の中で決めさせてもらえと思うんです。決めたルールを、あとは役場がこのように取り組みますということを公表するかせんかということやと思いますので、まずは一ぺんルールを中につくってみて、課長会の方で相談させてもらって、こういうルールで行きますというのをまず決めさせてもらって、その時点で、一ぺん、また議会さんの方にこんなことでこういう文書で出しますというのを相談させてもらいたいと思います。

○山田裕康議長 建部議員。

○建部議員 今のやり取りを聞いていました。総務課長、この公用文における用字用語の表記、そのことについては庶務規則の中でそのことを定めていくと。大体、どこの役所でもそうですが、そういう事務処理については庶務規則があるので、そこで整理をするという方が望ましいと私はと思いますが、どうですか。

○山田裕康議長 総務課長。

○中川総務課長 今、庶務規則にこのような細かいことが書かれているかどうかというのがちょっと確認できませんので、今言われている趣旨は十分理解できていますので、それも含めて、一ぺん検討はさせていただきます。

○山田裕康議長 ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

○山田裕康議長 ないようですから、これで質疑を終わります。

討論はありませんか。

西澤議員。

○西澤議員 賛成討論に当たって、若干意見を述べておきたいと思います。

全員協議会の際に、呉竹センターの監査報告が提示されました。示されました。その中に、結果のところ非常に重大な記述がありました。そういう点でも、職員が守るべきルール、それから統一する基準のところ、単に

形式だけの問題として捉えることなく、法令、それから条例等々、規則に従って、職員が日常、緊張感を持って仕事をするという意味でも、先ほど質問させていただいた、そういう内容をやはり心得ながら、日常、仕事をするという点で大事なところですけども、大事なことだと思いますので、そんなところに注意を払ってしていただきたいということを申し上げて、この条例を制定することについては賛成させていただきます。

○山田裕康議長 ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

○山田裕康議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより、議案第4号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○山田裕康議長 ご着席願います。

起立全員です。

よって、議案第4号は可決されました。

次に、日程第5 議案第5号を議題とします。

議案を朗読させます。

局長。

○橋本事務局長 議案第5号 甲良町職員定数条例の一部を改正する条例。

上記の議案を提出する。

令和3年3月4日。

甲良町長。

○山田裕康議長 本案に対する提案説明を求めます。

総務課長。

○中川総務課長 議案第5号 甲良町職員定数条例の一部を改正する条例であります。

改正理由につきましては、以前の総務民生委員会の方で長らく定数条例が触られていないん違うかというようなご指摘も受けまして、その後、見直したらできてなかったという実態もありました。そういう中で、見直すことを決めました。

それで、まず業務量の調査などを実施して、各所属の定数を今現在で整理したものであります。この条例によって定めている定数につきましては、地方公共団体が置き得る職または職員の限度の意味を示しているものと理解していただきたいと思っております。

それでは、条例を説明します。

甲良町職員定数条例の一部を改正する条例で、甲良町職員定数条例の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「83人」を「72人」に改め、同条第8号中「52人」を「63人」に改める。

付則 この条例は令和3年4月1日から施行するものであります。
以上です。

○山田裕康議長 説明が終わりましたので、質疑はありませんか。
(「なし」の声あり)

○山田裕康議長 ないようですから、これで質疑を終わります。
討論はありませんか。
(「なし」の声あり)

○山田裕康議長 ないようですから、これで討論を終わります。
これより、議案第5号を採決します。
お諮りします。本案は原案のとおり決することに賛成の方はご起立願います。
(賛成者起立)

○山田裕康議長 ご着席願います。
起立多数です。
よって、議案第5号は可決されました。
次に、日程第6 議案第6号を議題とします。
議案を朗読させます。
局長。

○橋本事務局長 議案第6号 甲良町介護保険条例の一部を改正する条例。
上記の議案を提出する。
令和3年3月4日。
甲良町長。

○山田裕康議長 本案に対する提案説明を求めます。
保健福祉課長。

○中村保健福祉課長 議案第6号 甲良町介護保険条例の一部を改正する条例について説明をさせていただきます。
表紙の次のページをお願いいたします。
改正文でございますが、ここは要約をさせていただき、それと、あと、新旧対照表をもって説明をさせてもらいたいと思います。
まず、1ページから2ページでございます。
現行の条例につきましての保険料は、平成30年度から令和2年度までの保険料を定めるものでございます。これを令和3年度から5年度までの保険

料率を定める内容の改正ということでございます。

今年度、令和2年から、3年から5年までの3カ年の高齢者の施策でありますとか、介護保険事業の改正に向けて検討し、高齢者のニーズ調査でありますとか、人口、要介護認定者、介護サービスの利用者数などを検討いたしまして、第8期の事業計画の見込みを推計しまして、第1号被保険者の介護保険料を算出した内容ということになっております。

改正内容につきましては、申し訳ございません、新旧対照表をお願いいたします。めくっていただきまして、1ページでございます。

第7条中の第1号被保険者の基準となる保険料を、現行の「6,800円」を「6,900円」としまして、それを基に所得段階ごとの保険料に応じ、年間の保険料を定めまして、令和3年度から令和5年度に係る保険料として適用をするものでございます。

続きまして、第7条第1項の第6号、アのところでございますが、平成30年度の税制改正におきまして、給与所得控除および公的年金控除を10万円引き下げるとともに、基礎控除を同額引き上げると、そういうことをされたことに伴いまして、令和2年度分以降の所得税等について適用するということとなりました。

このことから、税制改正によって、所得が増加した場合、介護保険料の負担水準に関して影響が出ないように、介護保険法施行令の規定の見直しが行われたことをふまえて、所要の改正を行うものでございます。

続きまして、2ページをお願いいたします。

同第7条以降、介護保険法施行規則の改正によりまして、第6段階以降の基準所得額を改正するというものになっております。

続きまして、4ページをお願いいたします。

付則の9条でございます。第1項第1号におきましては、新型コロナウイルス感染症の定義部分を改正するというものでございます。

戻っていただき、改正文2ページをお願いします。

付則 この条例は、令和3年4月1日から適用する。ただし、付則第9条第1項第1号の改正の規定は、公布の日から施行する。

2、改正後の第7条の規定は、令和3年度の保険料から適用し、令和2年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例によるというものでございます。

以上でございます。

○山田裕康議長 説明が終わりましたので、質疑はありますか。

(「なし」の声あり)

○山田裕康議長 ないようですから、これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっています議案第6号については、会議規則第39条第1項の規定により、お手元に配布している議案付託表のとおり、総務民生常任委員会に付託したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○山田裕康議長 異議なしと認めます。

よって、そのように決定しました。

次に、日程第7 議案第7号から日程第10 議案第10号を一括議題とします。

議案を朗読させます。

局長。

○橋本事務局長 議案第7号 甲良町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備および運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例。

議案第8号 甲良町指定居宅介護支援等の事業の人員および運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例。

議案第9号 甲良町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備および運営ならびに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例。

議案第10号 甲良町指定介護予防支援等の事業の人員および運営ならびに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例。

上記の議案を提出する。

令和3年3月4日。

甲良町長。

○山田裕康議長 本案に対する提案説明を求めます。

保健福祉課長。

○中村保健福祉課長 議案第7号 甲良町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備および運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について説明をいたします。

表紙の次、お願いします。

これは改正文が17ページもございますので、要約して説明をさせていただいた後に、大きな改正文につきましては、新旧対照表の方で説明をさせていただきたいと思います。

この内容で同じ、ほかの3条例についても説明をさせてもらいたいと思います。よろしく願いいたします。

この改正は、令和3年1月25日に施行された指定居宅サービス等の事業

の人員、設備および運営に関する基準等の一部を改正する省令第3条により、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備および運営に関する基準の一部を改正するというものでございます。

これに該当します甲良町の事業所は4事業所ございます。大きく改正につきましては9項目ございます。

まず1点目でございますが、感染症対策の強化ということで、申し訳ございません、新旧対照表をお願いします。6ページをお願いします。

新旧対照表の6ページの第33条の第3項、衛生管理等がこの条項に関係しまして、ほかにも2つの条で関係いたします。

2点目は、業務継続に向けた取組の強化ということで、同じく6ページの第32条の2、業務継続計画の策定等の関係の追記でございます。

続きまして、3点目、ハラスメント対策の強化ということで、同じく6ページの一番上、第32条第3項、これ、一番上でございますが、勤務体制の確保でほかにも6条が関係してきます。

4点目は、会議や他職種連携におけるICTの活用で、新旧対照表でいきますと7ページ、第39条の第1項の地域との連携等が関係しまして、ほか10条が関係をしてきております。

5点目は、利用者への説明、同意に関する見直しで、同じく7ページの39条の第1項ほか3条が関係してきます。

6点目は、記録の保存に係る見直しで、新旧対照表、ちょっと飛んでもらいまして、42ページになります。42ページの204条、磁氣的記録の追記ということになります。

7点目は、運営規程等の掲示に係る見直しで、申し訳ございません、戻っていただきまして、7ページ、34条の2、掲示の追記でございます。

続きまして、8点目でございます。高齢者虐待防止の推進で、新旧対照表できますと、4ページの第3条第3項、指定地域密着型サービスの事業所の一般原則、ほか14の条項が関係をしております。

最後9点目ですが、CHASE・VISIT情報の収集、活用のPDCAサイクルの推進で、同じく4ページで、第3条の第4項の追加ということになります。

付則 この条例は令和3年4月1日から施行するというものでございます。

続きまして、議案第8号をお願いいたします。甲良町指定居宅介護支援等の事業の人員および運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例でございます。

次のページをお願いします。

これにつきましても改正文、5ページありますので、さきと同じような要

領で説明をさせていただきたいと思えます。

令和2年6月5日に公布されました指定居宅介護支援等の事業の人員、運営に関する基準および指定居宅サービスの事業の人員、設備および運営に関する基準等の一部を改正する省令および令和3年1月25日に公布された指定居宅等の事業の人員、設備および運営に関する規定等の一部を改正する省令第2条により、指定居宅介護支援等の事業の人員および運営に関する基準の一部の改正に伴いまして、改正をするというものでございます。

甲良町の関係する事業所は2事業所でございます。これにつきまして、大きく11点でございます。

少し長くなりますが、先ほどの要領で説明をさせていただきます。

まず1点目は、管理者要件の緩和で、新旧対照表の1ページをお願いいたします。第4条の第2項管理者の改正でございます。

2点目は、管理者要件の適用の猶予で、新旧対照表7ページ、付則第2項第3項、管理者に係る経過措置の追記でございます。

3点目、介護保険等関連情報の活用とPDCAサイクルの推進で、戻っていただきまして1ページ、第2条の第6項が関係するところでございます。

4点目は、質の高いケアマネジメントの推進で、新旧対照表の2ページの第5項第2項および3ページの14条の第21号、それは3ページになります、の改正でございます。

5点目は、会議や他職種におけるICTの活用で、新旧対照表2ページの14条の第9項ほか2つの条が関係します。

6点目は、高齢者虐待防止の推進で、新旧対照表1ページに戻っていただきまして、第2条第5項ほか2つの条が関係してきます。

続きまして、7点目はハラスメント対策の強化で、新旧対照表でいきますと、4ページの第20条の第4項の追記でございます。

8点目は、業務継続に向けた取組の強化で、5ページの業務継続計画作成等ということで、第20条の2の改正でございます。

9点目は、感染症対策の強化で、同じく5ページの第22条の2で感染症の予防および蔓延防止のための措置の追記でございます。

10点目は、運営規定の掲示に係る見直しで、同じく5ページの第23条第2項の掲示の追記でございます。

11点目は、利用者への説明、同意および記録の保存に関する見直しで、6ページの第32条についての追記でございます。

付則 この条例は令和3年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は当該各号に定める日から施行すると。1号につきましては付則の改正については公布の日から、2号につきましては第14条、第20条の規

定は令和3年10月1日とするものでございます。

続きまして、議案第9号をお願いいたします。長くなって申し訳ございません。甲良町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備および運営および指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例でございます。

次のページをお願いします。

これも改正文が8ページもありますので、先ほどの要領で説明をさせていただきます。

令和3年1月25日に公布された指定居宅サービス等の事業の人員設備および運営に関する基準の一部を改正する省令、これについては第6条でございます。指定地域密着型介護予防のサービスの事業の人員、設備および運営ならびに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の改正によるものでございます。

甲良町の事業所、2事業所でございます。

大きく9点の項目が改正されております。

新旧対照表をお願いします。6ページでございます。第31条の2項で、衛生管理等の改正でございます。

2点目、業務継続に向けた取組の強化ということで、5ページに戻っていただきまして、第28条の2の追記でございます。

3点目は、ハラスメント対策の強化で、5ページで第28条の4項のほか、第1条が関係してきます。

4点目は、会議や他職種の連携におけるICTの活用で新旧対照表8ページ、第39条の第1項で、ほか2つの条が関係してきます。

5点目は、利用者への説明、同意に関する見直しで、7ページ、第39条の第1項、ほか1つの条が関係してきます。

6点目は、記録の保存に関する見直しで、新旧対照表の18ページで第92条の追記でございます。

7点目は、運営規定等の掲示に係る見直しで、戻っていただいて7ページをお願いします。第32条の2、掲示というところの追加でございます。

8点目は、高齢者虐待防止の推進で新旧対照表、戻っていただきまして2ページ、第3条第3項のほか6つの条が関係してきております。

最後9点目です。CHASE・VISIT情報の収集活用とPDCAサイクルの推進で、同じく2ページの第3条第4項が関係しておるところでございます。

付則 この条例は令和3年4月1日から施行をするというものでございます。

最後、議案第10号をお願いいたします。甲良町指定介護予防の支援等の事業の人員および運営ならびに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例でございます。

次のページをお願いします。

ここも改正文が4ページありますので、先ほどと一緒に要領で説明をさせていただきます。

令和3年1月25日に公布された指定居宅サービス等の事業の人員、設備および運営に関する基準等の一部を改正する省令、これにつきましては第5条が改正されました。指定介護予防支援等の事業の人員および運営ならびに指定介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の改正をするということで今回改正をするものでございます。

大きく8点ございます。同じ要領で説明させていただきます。

まず1点目は、高齢者虐待防止の推進で新旧対照表の1ページ、第4条の5、ほか2つの条が関係をしております。

2点目、介護保険等関連情報の活用とPDCAサイクルの推進で、同じく1ページ、第4条第6項の追記でございます。

3点目は、ハラスメント対策の強化で、同じく1ページ、第21条第4項、勤務体制の確保の追記でございます。

4点目は、業務継続に向けた取組の強化で、2ページ、第21条の2、業務継続計画の策定の追記でございます。

5点目は、会議や他職種連携によるICTの活用で、新旧対照表、同じく2ページの第23条の2の第1項の関係で、ほか2つの条が関係してきます。

6点目は、感染症対策の強化で、同じく23条の2の改正でございます。

7点目は、運営規定等の掲示に係る見直しで、3ページの第24条第2項、掲示を追加ということでございます。

8点目は、利用者の説明どおりに係る見直しで、4ページの第36条、電磁的記録等の追記ということでございます。

この条例は令和3年4月1日から施行するものでございます。

以上でございます。

○山田裕康議長 説明が終わりましたので、質疑はありませんか。

西澤議員。

○西澤議員 それぞれ説明がされましたけども、議案7から10まで、条例の改正の趣旨が述べられています。そこでお尋ねするのは、改正する理由のところで見ていると、政令や省令、それから基準が見直しをされたことによるというわけですけども、その省令、それから基準が見直しをされるように

なった事実、つまり法律制定事実というようによく言いますけども、こういう現状があるからこの改正が提起をされているんだということで、そのことについては書かれていません。それは下の方の条例の趣旨のところ、多いところでは11、それから少ないところでは⑧まで述べられているわけですけども、こういうところで強化しなければならないような現実が介護サービスの事業の中で起きているということなんですか。

それで、ハラスメント、それから高齢者の虐待事件が事件としていろいろありますよね。そういうことについて、事業所が対策を立てなさいよということで、改正を提起されているんだと思いますけども、その事実関係は改正をする旨に上程をされてきたのはどういう事実があったのか、概略で結構ですから、そういう状況があったから政令、省令、それから規則が改正されてきたということなんですか。

○山田裕康議長 保健福祉課長。

○中村保健福祉課長 これにつきましては、今回、私ども第8期の介護保険料の関係も見直しましたように、国の方におきましても3年に1回、見直しをするということになっております。この内容につきましても、介護報酬の関係も前回出たかと思うんですが、その内容も含めての改正ということになっておりまして、3年に1回、事業の中身、人員等、この設備、運営等含めて、国の方で1回議論をしていただくと、国の方が議論をするということになっております。

その中でいろいろなお話がそのときも出てあったかと思うんですが、昨今の感染症対策でありますとか、もし災害が起きたときにどのように事業を今後継続するであるとか、そういうような議論に基づいて、今回、省令等が改正された。そのことに伴いまして、甲良町に関連するこの条例につきましても、国の省令等に併せまして、改正をし、適切な運営をしていってもらうというような趣旨でございます。

○山田裕康議長 ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

○山田裕康議長 ないようですから、これで質疑を終わります。

次に、日程第11 議案第11号を議題とします。

議案を朗読させます。

局長。

○橋本事務局長 議案第11号 甲良町国民健康保険条例の一部を改正する条例。

上記の議案を提出する。

令和3年3月4日。

甲良町長。

○山田裕康議長 本案に対する提案説明を求めます。

住民課長。

○小林住民課長 それでは、議案第11号 甲良町国民健康保険条例の一部を改正する条例につきましてご説明申し上げます。

これは国の方におきまして、令和3年2月3日に新型インフルエンザ等対策特別措置法の一部を改正する法律が公布されたとともに、公布の日から起算して、10日を経過した2月13日から施行することとされました。

これは従前の新型インフルエンザ等特別対策措置法において、期限指定の指定感染症と位置づけられていた新型コロナウイルス感染症について、今後は期限の定めなく必要な措置を講じられるよう感染症法において新たに定義されたことにより、今回、条例の改正をさせていただきます。

それでは、次のページをおめくりください。

甲良町国民健康保険条例の一部を次のように改正する。

付則第3項中「新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）付則第1条の2に規定する新型コロナウイルス感染症」を「新型コロナウイルス感染症(病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス(令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。)である感染症)」をいう。
以下同じというふうに改めさせていただきます。

付則 この条例は公布の日から施行する。

以上でございます。

○山田裕康議長 説明が終わりましたので、質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○山田裕康議長 ないようですから、これで質疑を終わります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○山田裕康議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより議案第11号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○山田裕康議長 ご着席願います。

起立全員です。

よって、議案第11号は可決されました。

次に、日程第12 議案第12号を議題とします。

議案を朗読させます。

局長。

○橋本事務局長 議案第12号 甲良町国民健康保険税条例の一部を改正する条例。

上記の議案を提出する。

令和3年3月4日。

甲良町長。

○山田裕康議長 本案に対する提案説明を求めます。

税務課長。

○大野税務課長 それでは、議案第12号 甲良町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について説明いたします。

この改正は、新型コロナウイルスに関する定義を改めるものについてです。先の議案第11号と同等のものになります。

それでは改め文をお願いいたします。

甲良町国民健康保険税条例の第24条第2項、ただし書および付則第14条中、付則第3項中「新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）付則第1条の2に規定する新型コロナウイルス感染症」を「新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）である感染症）」に改めます。

付則です。この条例は公布の日から施行します。

以上、よろしく申し上げます。

○山田裕康議長 説明が終わりましたので、質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○山田裕康議長 ないようですから、これで質疑を終わります。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○山田裕康議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより議案第12号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

（賛成者起立）

○山田裕康議長 ご着席願います。

起立全員です。

よって、議案第12号は可決されました。

次に、日程第13 議案第13号および日程第14 議案第14号を一括議題とします。

議案を朗読させます。

局長。

○橋本事務局長 議案第13号 地方自治法第96条第2項の規定による議会の議決すべき事件に関する条例の一部を改正する条例。

議案第14号 甲良町総合計画策定条例の一部を改正する条例。

上記の議案を提出する。

令和3年3月4日。

甲良町長。

○山田裕康議長 本案に対する提案説明を求めます。

企画監理課長。

○北坂企画監理課長 議案第13号、14号と一緒に説明させていただきます。

本条例につきましては、平成31年3月議会におきまして、町長提案として出ささせていただいたものでございます。

本来ですと、議会より発議または議会提案ということで提出いただくものであったというところで、通常のルールに戻すためにも今回削除させていただきまして、元に戻させていただくものでございます。

それでは、議案第13号を読み上げます。

本則中、1号を削ります。本則中、過去に本町における総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想を定め、変更し、また廃止することを削る。

この条例は公布のから施行いたします。

それでは、もう一つめくっていただきまして、議案第14号でございます。

先ほどの地方自治法第96条第2項の規定による議会の議決をすべき事件に関する条例のその2号の部分が削除されました。それに伴いまして、議会の甲良町総合計画策定条例の第6条のところ、「議会の議決」というところについてを「議会との協議」というふうに変えさせていただき、議会の議決を経なければならないという部分についてを削除させていただくものでございます。

それでは、新旧対照表の方でちょっと説明させていただきます。

第6条、議会の議決でございます。それを改正後、議会との協議に変えさせていただいて、第6条を町長は基本構想を策定または変更（軽微なものは除く）するときは、議会と協議を行うというものに改正をお願いするものでございます。

付則として、この条例は公布の日から施行するでございます。

どうぞよろしく申し上げます。

○山田裕康議長 説明が終わりましたので、質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○山田裕康議長 ないようですから、これで質疑を終わります。

討論はありませんか。

西澤議員。

○西澤議員 賛成討論です。議会の自立性をより明確にした改正だというように思います。議会が自立的、自覚的に該当する案件を、議論をする議決すべき事項かどうかを判断すべきものだというように思います。総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想を町長の提案によって議会の議決すべき事項であると、その枠組みをされたことは相入れないものだというように思います。

さらに、町長が提案する個々の施策、方針などについてはこの基本構想に基づいて策定されたかどうかは別の問題であります。もちろん、町長はこの基本構想に基づいて個々の施策についても提案をするものだと、またはすべきものだというように思いますが、議員がそれぞれ自立的、自覚的に判断するものだというように思います。

よって、同条文を削ることが相当だと考えるもので賛成とさせていただきます。

それで、14号については、それに加えて、行政、町長の政策の基本構想の定めの手続の中に、議会の議決の義務を定めることについてはなじまない。以前から、私、疑問を持っていましたが、今回、提起をさせてもらって、こういう提案となり、元に戻るといいますか、議員の自覚的、議会の自立的な判断に委ねていくというようになる点がありますので、賛成とさせていただきます。両議案とも賛成とさせていただきます。

○山田裕康議長 ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

○山田裕康議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより議案第13号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○山田裕康議長 ご着席願います。

起立全員です。

よって、議案第13号は可決されました。

これより議案第14号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○山田裕康議長 ご着席願います。

起立全員です。

よって、議案第14号は可決されました。

次に、日程第15 議案第15号を議題とします。

議案を朗読させます。

局長。

○橋本事務局長 議案第15号 甲良町小集会所設置および管理に関する条例を廃止する条例。

上記の議案を提出する。

令和3年3月4日。

甲良町長。

○山田裕康議長 本案に対する提案説明を求めます。

人権課長。

○丸澤人権課長 議案第15号 甲良町小集会所設置および管理に関する条例を廃止する条例。

上記の議案を提出する。

1ページをおめくりください。

甲良町小集会所設置および管理に関する条例を廃止する条例。

甲良町小集会所設置および管理に関する条例は廃止する。

付則、この条例は公布の日から施行する。

この小集会所は公営住宅法と甲良町小集会所設置および管理に関する条例を根拠に設置されたものです。この小集会所の当初の設置目的は公営住宅に入居する者の福祉の向上に資するために設置されたものです。時代も大きく移り変わって、現在では本施設の当初の設置目的はほとんどが完了しており、公営住宅入居者のニーズはほとんど見られません。また、設置目的どおりに使用するにはもろもろの環境が整っていない状況にあります。

以上のことから、この条例の廃止を提案するものです。

以上です。

○山田裕康議長 説明が終わりましたので、質疑はありませんか。

建部議員。

○建部議員 本文ではなく、この間、頂いた資料7にその第15号の小集会所の設置および管理に関する廃止についての資料がついております。

その資料の用途廃止の理由の一番最後のところ辺です。この小集会所をこ

れから普通財産として管理をする。まず、この普通財産として管理をするということは、どこが窓口というか管理する。例えば、その集会所を借りたい、ちょっと貸してほしいという場合、どこへ申し込めばいいのかというのと、それと次に、より有効に施設を活用できると考えられると。このより有効にその施設を活用できるというのは、具体的にどういうふうな有効な利活用ができるのか、ちょっと内容を教えてほしい。

○山田裕康議長 人権課長。

○丸澤人権課長 申込み先等についてご説明します。現在は公営住宅の共同施設の位置づけになっておりまして、行政財産として管理しております。この条例が廃止されることに伴って普通財産になりますが、普通財産の管理については、財政主管課長というふうに財務規則で決まっております。

このため、人権課でもしこの条例が、廃止条例が通った場合、引継ぎの事務を行います。その日をもって管理課が変わります。ただし、現状、行政財産が廃止されるというのみの事務ですから、今後の利活用について、今のところ、きちっと決まったものではありません。

ここに書いてある「より有効に活用できる」という意味は、現在は行政財産として、公営住宅の共同施設という位置づけですから、利用目的が公営住宅の入居者に限定されます。この限定を解除するという意味で効果が広がるというふうにご理解ください。

以上です。

○山田裕康議長 建部議員。

○建部議員 人権課から引継ぎをしてどこが管理するか。普通財産として管理するということになるのと、私はもうおのずと総務課の財産管理係だというふうに思うんですが、まず、そこではないかというのと、今の有効施設、有効に施設を活用できるというのは具体的には、今まだないんですね。

要するに、今後、その施設がどういうふうに使われるかいう想定もない。そういうところで、多分、私はこの施設は将来除却に向けての、というか、そういう方向に進んでいくのではないかなど。むしろ、あの施設をさらに利活用というか、有効に活用する施設ではないように思うんですが、もう1回、お願いします。

○山田裕康議長 人権課長。

○丸澤人権課長 議員のおっしゃるとおり、「有効に活用する」の範囲には売却も当然入っております。

以上です。

○山田裕康議長 ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

○山田裕康議長 ないようですから、これで質疑を終わります。
討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○山田裕康議長 ないようですから、これで討論を終わります。
これより議案第15号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○山田裕康議長 ご着席願います。
起立全員です。

よって、議案第15号は可決されました。

次に、日程第16 議案第16号を議題とします。

議案を朗読させます。

局長。

○橋本事務局長 議案第16号 権利の放棄および和解につき、議決を求める
ことについて。

上記の議案を提出する。

令和3年3月4日。

甲良町長。

○山田裕康議長 本案に対する提案説明を求めます。
人権課長。

○丸澤人権課長 議案第16号 権利の放棄および和解につき、議決を見求める
ことについて。

上記の議案を提出する。

1枚おめくりください。

次のとおり、権利を放棄するとともに、これに伴う和解をするため、地方
自治法第96条第1項第10号および第12号により、議会の議決を求める。

1、放棄する権利および和解の概要。

(1) 放棄する権利および和解の内容。大津地方裁判所彦根支部 令和2
年(ワ)第73号貸金等返還請求事件で請求した金額のうち、遅延損害金の
一部についての権利を放棄し、別紙のとおり相手方と和解するもの。

(2) 放棄する権利の金額。別紙和解条項案のうち3項から4項を差し引
いた金額および議決の日の翌日から和解成立後の支払いがあった日までの遅
延損害金。

2、和解相手方の所在地および氏名 住所氏名とあります。この方は借受
人の子に当たる方です。

3、裁判所 大津地方裁判所彦根支部。

4、事件名 令和2年(ワ)第73号 資金等返還請求事件。

5、放棄および和解の理由。

本事件についてはこの和解により原告と被告との間の紛争が早期に解決することを勘案し、遅延損害金の一部についての権利を放棄し、和解しようとするものである。

次に和解条項案です。原告と被告は、被告が原告と借受人との間の昭和59年6月26日付け、住宅新築資金等貸付契約書に基づく貸金返還債務、利息支払債務および遅延損害金支払債務を法定相続分に応じて相続したことを相互に確認する。

この条文は、被告の一部、相続人の一部と甲良町がこういう契約があったということを双方が確認するという内容で、相手方に債務を認めさせたという効果があります。

2、原告および被告は、本日借受人のほかの全ての相続人が相続した本件債務を被告が並存的に引き受けることを合意する。こちらに並存的に引き受けるがありますが、そもそも、その他の債務を認めつつ、今回の被告が全ての債務を引き受けるということを相手方が認めたこととなります。ごめんなさい、合意したこととなります。

3、被告は原告に対し、365万9,218円およびうち、365万4,414円に対する平成26年7月21日から支払済みまで、年10.95%の割合による金員の支払義務があることを認める。

4、原告および被告は、被告が原告に対し、本日、前項の金員のうち44万1,928円を支払い、原告がこれを受領したことを相互に確認する。

5、原告は被告に対し、前項の金員の支払いに免じて、被告の第3項のその余の金員の支払義務および借受人の他の全ての相続人の本件債務の支払義務をいずれも免除する。

6、被告は原告に対し、本件債務に関して、借受人の他の全ての相続人に対する求償権を放棄することを約束する。ここは本来、原告にとってはあまり関係ない文章で、今回の被告が全てを支払ったことについて、その他の相続人に対して請求をしませんということを表明したという文章です。

7、被告は原告に対し、別紙物件目録記載1の不動産についてされた大津地方法務局彦根支局、昭和59年8月27日受付第11786号の抵当権および別紙物件目録記載2の不動産についてされた大津地方法務局彦根支局、昭和60年11月15日受付第16631号の抵当権に対して代位しないことを約束する。

8、原告は被告に対して大津地方裁判所彦根支部 令和2年(ワ)第73

号の被告木村以外の被告らに対する訴えを取り下げることとを約束する。こちらは、今回の被告が全てではありませんが、金額を支払うというところの和解になりますから、引き続き、その他の者と裁判を継続することは、和解内容に違反することになりますから、ここで表明したものです。

原告は被告に対し、別紙物件目録記載1の不動産についてされた大津地方法務局彦根支局、昭和59年8月27日受付第11786号の抵当権設定登記および別紙物件目録記載2の不動産についてされた大津地方法務局彦根支局、昭和60年11月15日受付第16631号の抵当権設定登記の本日放棄を原因とする抹消登記手続をすることを約束する。なお、この登記手続費用は被告の負担とする。

10、原告は被告に対するその余の請求を放棄する。

11、原告および被告は、原告と被告との間には本件に関し、本和解条項に定めるほか、何らの債権債務が存在しないことを相互に確認する。

12、訴訟費用は各自の負担とする。

和解案の内容は以上です。

説明を終わります。

○山田裕康議長 説明が終わりましたので、質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○山田裕康議長 ないようですから、これで質疑を終わります。

次に、日程第17 議案第17号を議題とします。

議案を朗読させます。

局長。

○橋本事務局長 議案第17号 権利の放棄および和解につき、議決を求めることについて。

上記の議案を提出する。

令和3年3月4日。

甲良町長。

○山田裕康議長 本案に対する提案説明を求めます。

人権課長。

○丸澤人権課長 議案第17号 権利の放棄および和解につき、議決を求めることについて。

上記の議案を提出する。

1枚おめくりください。

次のとおり、権利を放棄するとともに、これに伴う和解をするため、地方自治法第96条第1項第10号および第12号により議会の議決を求める。

1、放棄する権利および和解の概要。

(1) 放棄する権利および和解の内容。大津地方裁判所彦根支部 令和2年(ワ)第93号 建物明渡し等請求事件で請求した金額のうち(2)の金額についての権利を放棄し、別紙のとおり、相手方と和解するもの。

(2) 放棄する権利の金額77万5,984円および内金57万4,079に対する令和元年9月24日から支払済みまで年5%の割合による遅延損害金に令和元年9月25日から建物明渡し済みまで1カ月当たり4,600円の割合による金員およびこれを日割り計算した各金員に対する同金員発生日の翌日から各支払済みまでの間で年5%の割合による遅延損害金を加算した金員から、別紙和解条項案のうち2項の5万5,200円差し引いた金額。

2、和解相手方の所在地および氏名、この方は入居者の連帯保証人の妻です。

3、裁判所 大津地方裁判所彦根支部。

4、事件名 令和2年(ワ)第93号 建物明渡し等請求事件。

5、放棄および和解の理由。

本事件については、大津地方裁判所彦根支部から和解勧告をなされたこと、およびこの和解により原告と被告との間の紛争が早期に解決することを勘案し、和解しようとするものである。

次に、和解条項案です。

1、原告および被告は別紙物件目録記載の建物を目的とする原告と訴外との、こちら借受人です、との間の賃貸借契約が令和元年9月25日、契約解除により終了したことを相互に確認する。こちらは令和元年9月25までに債務の全てを支払うよう催促したところ、その日までに支払いがなかったため、解除条件を設けておりましたので、この時点で契約は解除されております。

2、被告は原告に対し、本件解決金として金5万5,200円の支払義務があることを認める。

3、被告は原告に対し、前項の金員を令和3年5月14日限り、こちらは支払先通帳が書いておりました。これに振り込む方法により支払う。なお、振込手数料は被告の負担とする。

4、原告は被告に対するその余の請求を放棄する。

5、原告および被告は原告と被告との間には、本件に関し、本和解条項に定めるほか、何らの債権債務が存在しないことを相互に確認する。

6、訴訟費用は各自の負担とする。

以上です。説明を終わります。

○山田裕康議長 説明が終わりましたので、質疑はありませんか。

西澤議員。

○西澤議員 これは解決金を振込完了した後の和解条項ではなくて、これを見ますと、3のところに「令和3年5月14日限り」というように書かれていますが、履行されない場合も想定されるというように思うんですが、その場合、和解の場合は判決と同等の扱いですから、そういう想定も範囲の中に入っている。つまり、16号はこういうように解決をしたことによる権利の放棄ですけれども、これは今日時点で見ますと、あと2カ月余り後になるわけですが、そういう状況も考えられるという点はどうなんでしょうか。

○山田裕康議長 人権課長。

○丸澤人権課長 そもそもこの和解については双方の合意があります。当然の話ですけれども。その上で、なおかつ破られた場合は、西澤議員のおっしゃるとおり、強制執行に移行することに、ごめんなさい、判決と同等の効果ですから、債務名義の取得になり、強制執行になると考えています。ただし、一定の合意に至っているというのは相手方の了承も一定ございますから、その危険性はほとんどないと考えています。

以上です。

○山田裕康議長 ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

○山田裕康議長 ないようですから、これで質疑を終わります。

次に、日程第18 議案第18号を議題といたします。

議案を朗読させます。

局長。

○橋本事務局長 議案第18号 訴えの提起につき、議決を求めることについて。

上記の議案を提出。

令和3年3月4日。

甲良町長。

○山田裕康議長 本案に対する提案説明を求めます。

人権課長。

○丸澤人権課長 議案第18号 訴えの提起につき、議決を求めることについて。

上記の議案を提出する。

おめくりください。

貸金等返還について、次のとおり訴えの提起につき、地方自治法96条第1項第12号により議会の議決を求める。

被告となるべき者は1の1から1の7です。請求する金額は300万以上になりますから、議決が必要というふうにご理解ください。さきに報告いた

しました、それぞれの訴訟については300万円以下でしたから、町長が専決処分をしたという報告になっております。

2、請求の要旨。

(1) 訴えは主たる債務者の相続人および連帯保証人に対して請求をするものである。

(2) 上記訴えは主たる債務者の相続人が貸金等に係る返還金等の支払いを滞納していることから、主たる債務者の相続人に対して滞納返還金、滞納利息金および遅延損害金の支払いを連帯保証人に対して連帯保証債務の履行を求めるものである。

3、訴訟遂行の方針および授權事項。必要に応じて、次に掲げる法律上の行為をするものとする。

(1) 控訴または上告、(2) 訴えの取下げ、変更または和解。

4、管轄裁判所 大津地方裁判所彦根支部。

以上です。

○山田裕康議長 説明が終わりましたので、質疑はありませんか。

西澤議員。

○西澤議員 この議案、17も、それから、17号、16号についても共通しますけども、こういうような状況になった新築資金の貸付業務、これについて、こういうように訴訟に至ったという点は1つの前進をしてきたわけですが、もうせざるを得なかったという点では、町の施策として、また町の姿勢として総括をする必要があるというように思うんです。そういう点では、今まで放置をしてきた問題、監査委員さんがずっと指摘をしてきましたけれども、実行されずに至ったというわけですが、その点について改めて、町の行政の姿勢として検証する必要があるというように思いますが、いかがですか。

○山田裕康議長 町長。

○野瀬町長 全協でも申し上げました、この間、議会、それから監査委員さんにも滞納の多額になっている徴収債権の件については、度々行政への指摘をいただいていたわけですので、今ようやくにして、こういうことで滞っている長期滞納者に対して順位をつけての整理をしているという状況ですので、その間の、指摘をいただいた間の行政の徴収事務が適正であったかどうか、不適正であったと言わざるを得ないんですが、それは業務進行に合わせた総括が必要だというふうに思っております。

○山田裕康議長 西澤議員。

○西澤議員 その中で、以前、誰というようには特定しませんが、新築資金はもらって当たり前というようにうそぶいてた方も中にはいたので、これ

が実際に返済、もう1回か2回で終わってしまう。それから、一回も返済をしないという方も、以前、資料の中にもありました。そういうこともきちっとやはり総括をし、それを許してきた町の行政の姿勢はやはり真摯に受け止めて総括をしていく必要があると思います、改めて聞かせていただきます。それが1点です。

それと、この表、資料の10、以前、説明の中にありました資料10のところ遅延損害金は書かれていません。ですから、貸付が滞った時点から計算されるわけですが、およそ今の時点で遅延損害金は幾らになるのか。つまり、元金が554万円ですから、相当な遅延損害金になると思いますけども、ざっと概算で幾らほどになるものでしょうか。

○山田裕康議長 町長。

○野瀬町長 さき、前段の滞納については力を入れて徴収をするということも、この間の徴収マニュアルでも組織を挙げてやるということになっておりますし、それから、特に貸付金については当然回収するというのが当たり前の話でありますので、そのことを前提に事務の強化を進めてまいりたいと思っています。

○山田裕康議長 人権課長。

○丸澤人権課長 あくまで概算です。1,100万円ぐらいです。ただし、この遅延損害金について一定紛争の可能性が、余地がありまして、通常、金融機関等ですと、遅延した場合、直ちに発生するんですけれども、地方公共団体がやっている以上、条例等の影響を受けますから、そのまま丸々請求できるかというところに争いの種になる可能性があるんですね。甲良町は当然に全て契約どおりで請求をするつもりなんですけれども、場合によっては和解等以外で裁判所の勧告で減額される可能性があるのではないかとこのところはご承知おきください。何もなかった場合は今の金額です。

以上です。

○山田裕康議長 西澤議員。

○西澤議員 今言われた争点になる可能性があると言われたのは、いわゆる時効との関係、つまり請求の時期がこのように放置をしてきたから、その分は免除されるべきだという相手側の主張になる可能性があるということですか。

○山田裕康議長 人権課長。

○丸澤人権課長 今のところは時効の可能性はありません。この件についてはありません。といいますのは、債務自体を承認しておりますから、元金が時効にならない限り遅延損害金は当然発生します。

ところが、期限の利益喪失日が争点になる可能性があるという意味です。といいますのが、遅延して、通常でしたら納期限が大体月末に設定している

んですけれども、その翌日から遅延損害金の算定が始まります。

ところが、分納等の制約を一定、甲良町側が受け入れていた経緯がありまして、分納の最終、例えば、何月何日まで、もしくは毎月いつまでに少額ずつでも払うという約束をしていた場合、ここまで期限の利益を認めていたのではないかと、相手方に主張される可能性がある。

要は、そこまで支払いを待ってあげていたんじゃないのかというところで、例えば、今日までに払ったらいいよという一定の合意とみなされた場合、遅延損害金は全く発生しない可能性があります。ですから、相手方は当然、あなたたちが待つと言ったんだから、そこまでは期限の利益を持っていたのではないかという主張が出てくると思います。

なかなかそういう主張があった場合も、被告側が勝つ見込みはあまりないというふうには弁護士から聞いていますが、争いの種はあるという意味です。

以上です。

○山田裕康議長 ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

○山田裕康議長 ないようですから、これで質疑を終わります。

次に、日程第19 議案第19号を議題といたします。

議案を朗読させます。

局長。

○橋本事務局長 議案第19号 訴えの提起につき、議決を求めることについて。

上記の議案を提出する。

令和3年3月4日。

甲良町長。

○山田裕康議長 本案に対する提案説明を求めます。

人権課長。

○丸澤人権課長 議案第19号 訴えの提起につき、議決を求めることについて。

上記の議案を提出する。

おめくりください。

貸金等返還について次のとおり訴えの提起につき、地方自治法96条第1項第12号により議会の議決を求める。

被告となるべき者の住所氏名、こちらは1の1から1の3の3名で、借受人と連帯保証人です。

2、請求の要旨。

(1)訴えは主たる債務者および連帯保証人に対して請求するものである。

(2) 上記訴えは主たる債務者が貸金等に係る返還金等の支払いを滞納していることから、主たる債務者に対して滞納返還金、滞納利息金および遅延損害金の支払いを連帯保証人に対して連帯保証債務の履行を求めるものである。

3、訴訟遂行の方針および授權事項。必要に応じて次に掲げる法律上の行為をするものとする。

(1) 控訴または上告、(2) 訴えの取下げ、変更または和解。

4、管轄裁判所 大津地方裁判所彦根支部。

以上です。

○山田裕康議長 説明が終わりましたので、質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○山田裕康議長 ないようですから、これで質疑を終わります。

次に、日程第20 議案第20号を議題といたします。

議案を朗読させます。

局長。

○橋本事務局長 議案第20号 訴えの提起につき、議決を求めることについて。

上記の議案を提出する。

令和3年3月4日。

甲良町長。

○山田裕康議長 本案に対する提案説明を求めます。

人権課長。

○丸澤人権課長 議案第20号 訴えの提起につき、議決を求めることについて。

上記の議案を提出する。

おめくりください。

建物明渡等について次のとおり訴えの提起につき、地方自治法第96条第1項第12号により、議会の議決を求める。

被告となるべき者の住所氏名、こちらは1の1が住宅の借受人で1の2が連帯保証人です。

2、請求の要旨。

(1) 上記番号1の1から1の2を1つの訴状とし、提起する。訴えは、賃借人および連帯保証人に対して請求をするものである。

(2) 上記訴えはいずれも賃借人が賃料等を滞納していることから、原告は被告らに対し、賃料およびこれに対する遅延損害金、明け渡した遅滞中の損害金等を求めるものである。

3、訴訟遂行の方針および授権事項。必要に応じて次に掲げる法律上の行為をするものとする。

(1) 控訴または上告、(2) 訴えの取下げ、変更または和解。

4、管轄裁判所 京都地方裁判所。

以上です。

○山田裕康議長 説明が終わりましたので、質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○山田裕康議長 ないようですから、これで質疑を終わります。

ここでしばらく休憩します。11時5分まで。

(午前10時50分 休憩)

(午前11時07分 再開)

○山田充副議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、日程第21 議案第21号を議題とします。

山田裕康議長には地方自治法117条の規定により退場をいただいておりますので、副議長である私が議長職を務めさせていただきます。

○西澤議員 議長。

○山田充副議長 はい。

○西澤議員 山田裕康議員が親族に当たるということではないと思っているんですけども、それ以外に何か除斥の対象になるという条項が、要件があるのでしょうか。分かっている事務局長か、また説明いただきたいなと思います。

○山田充副議長 本人からの申入れに加えて、法に照らし合わせた除斥の事実の確認をしております。

西澤議員。

○西澤議員 6親等の親族だけではなくて、本人からも聞いたことがありますけども、再確認という意味で、私たちが議員ですから相談に乗ったりすることがあります。けども、裕康議員が代理人の申請をしているという事実でよろしいでしょうか。それが除斥の対象になったと。確認ですが。

○山田充副議長 プライバシーに関わることなのでお答えはできません。

議案を朗読させます。

局長。

○橋本事務局長 議案第21号 訴えの提起につき、議決を求めることについて。

上記の議案を提出する。

令和3年3月4日。

甲良町長。

○山田充副議長 本案に対する提案説明を求めます。

総務課長。

○中川総務課長 議案第21号 訴えの提起につき、議決を求めることについてということで、1枚おめくりいただきます。

土地明渡し請求事件に関してであります。土地明渡等について、次のとおり訴えの提起につき、地方自治法第96条第1項第12号により、議会の議決を求めるものであります。

被告となるべき者の住所氏名については記載されているとおりであります。

請求の趣旨ですが、土地の所有権を有することを確認することと土地を明け渡すこと。平成15年4月1日から土地の明渡し済みまでの1年当たり1万9,488円の割合による金員を支払うこと。訴訟費用は被告の負担とすることが請求の趣旨であります。

2番目、請求の要旨です。原告は、別紙物件目録記載の土地を所有している。これに対し、被告は原告から本件土地を買い受けた旨、主張し、本件土地が原告の所有に属することを否定することから、本件土地の所有権の確認、明渡しを求めるものであります。本件土地の使用料相当額の支払いを求める。

3番目で、訴訟遂行の方針および授權事項で、必要に応じて次に掲げる法律上の行為をするものであります。控訴または上告、訴えの取下げ、変更または和解。

管轄裁判所は大津地方裁判所彦根支部であります。

物件の目録ですが、所在が犬上郡甲良町大字長寺字九條野、地番714番地20、地目宅地、地積86.35平米であります。

以上です。

○山田充副議長 説明が終わりましたので、質疑はありませんか。

建部議員。

○建部議員 今回のこの訴えの請求趣旨というか、訴えの趣旨のことで1点。

そして、また弁護士費用について1点、2点の質問をいたします。

まず、議案書の中に書かれている請求の趣旨でございますが、1番目の終わりの方には本件土地の所有権確認、そして明渡しを求めるという訴え。そして、本件土地の使用料相当額の支払いを求めるという内容でございます。この使用料相当額というのは平成15年4月1日から今日3月までを計算してみますと、約32万円ぐらいになります。

その訴えですが、私はこれは間違っているというか、おかしいというふうに思います。その内容は資料で頂いています13に関わる資料がつけてあって、3枚目に図面をつけているわけです。私はこの訴えは本来はその土地代金の支払いを求める訴えでなければならないなというふうに思っています。

というのは、その資料13の図面で見ますと、資料の中の経過の中にもあ

りますが、平成20年6月10日に、実は（A）という土地、これは714番地の38ですかね。その土地の代金を納めてはるんです、20年に。なぜそのとき、この土地（B）、赤く塗っているその土地も決済が済まされてなかったのかという1つ疑問に感ずるんです。

当然、何かがあったはずなんです。例えば、平成20年6月に本人さんとの協議があったとか、その（A）の土地だけ代金を払って、（B）の方の土地代金を払っていないというのは、過去の交渉の経過とか何かがあって払われてなかった。それが平成29年の8月の地籍調査によってそのことが発覚したように書いているんですが、要するに、その地籍調査でそのまま、まだ町の名義で残っている、そしてその代金が未納であることが判明したと書いているんですが、この土地代金とて、その交渉の過程で、その当時、話が済んで、この平成20年6月10日に（A）の土地だけが土地代金が払われている。でも、（B）の方は何か交渉の過程で代替えとか、例えば、その土地は以前にこういうものを途中からの、言ったら、もう既に支払いが済まされている、そういう土地売買に代わって何かがあったんじゃないかという疑問があります。

これについては全協でその調査をやりますので、質問はまたしていきませんが、というこの土地（B）の、要するにそこの土地を占有しているから明け渡しという要求じゃなくて、やはりその土地代を支払ってほしいというその訴え、本来なら。でも、この土地の代金は既に決済されているかもわからないし、その状況は調査してみないと、こちらも今度の全協でこれは追及はしていきますけれども、見たとおり、擁壁の、立派な擁壁ができて、その中にあって、そこには小屋が建てられている。それを今さらその土地を立ち退け、そしてそこを更地に戻して町に返せという訴えになっている。

そうじゃないやろと。事業の関係でこういう経過になってしまったけども、その土地については町の方では未払いが確認できたので金を払ってくれという訴えなら分かるけど、あるものを潰してそこを立ち退け。立ち退くまでの間の利子は使用料としていただくと。それは今で32万になっているんですが、そういう訴えの趣旨、私はそこに疑問を感じます。

これはこの（B）という土地の代金を支払えという要求になってしかるべきだと。でも、経過をたどれば、その（B）という土地の代金も、本人としては支払わなくてもいい、そういう経過があったかもわからない。それは全協で、その点については調査をしていきます。

それともう1点。実はこの資料13の経過、経緯を見てもみますと、令和元年8月7日に、本町代理人へ委任委託というのは、これは、今、山田議長が、山田、これも名前が出ていますので昭男さんから代理人として頼まれたんだ

ろうと思うんですが、それ以前から、町長といろいろな折衝があって、町長は覚書を書いている。このようにこの件につきましては結末をつけるというか、一応、長い間かかったけれども、このようになりますという覚書、確約書を山田昭男さんと交わしてる。その存在も今度の全協の中で明らかにしていきますが、その確約をされた直後に弁護士先生と相談されたんでしょうね。

一転して、その覚書、確約はなかったものにしたという申入れをしたと。そのときから、その弁護士先生に今日まで支払った弁護士費用は幾らか。その金額を教えてください。この2点。

○山田充副議長 町長。

○野瀬町長 全協で申し上げましたとおり、昭和55年の四ツ塚宅造に遡っての事案でありました。そして最終、この土地の分筆、2筆が明らかになったのが地籍調査のときでありました。解決に相当時間を要し、私も本人との話し合いに臨んでまいりまして、何とか解決ができないかという模索をしたのが、私の書面を發したものであります。

しかしながら、相手さんの言い部分については、最終、行政処理をするに当たって根拠書面がないと、売買をした土地代を納金いただいたということがありません。確認ができません。本人からもその証拠書類が出ません。

したがいまして、私が支払済みの二重払いだということの返金と、それから、直ちに、今、20の土地の登記をやるという確約書を出したことについては、法的根拠の裏づけがなくて違法行為に当たるというふうな職員からのご指摘もいただいて、結局は用地が払っていないというところから出発をして、その交渉を続けてきたんですが、本人は払ったという主張、それが平行線ありますので、今回、こういう形で訴えをしたいというものでございます。

○山田充副議長 建部議員。

○建部議員 今、町長が言われていることは、今度の全協で明らかにしていきますが、要するに、私はこの訴えはそこを立ち退けと、そして立ち退くまでの間の使用料を払えという訴えじゃなくて、その土地の代金を支払えという訴えではないのかというが1つ。そして、それまでにかかった弁護士費用が幾らかというのが2点だけしか質問していないんだから、その質問に答えてください。

○山田充副議長 町長。

○野瀬町長 土地代の件については、当初、支払いを請求しましたが、それが平行線、土地代は払わないという相手さんの意向でありますので、今回違った形で、こういう形で訴えをせざるを得んという状況です。弁護士費用については調べて全協の場で報告させていただきます。

○山田充副議長 建部議員。

○建部議員 訴えの内容については、全協でもう少し明らかにしていきませんが、弁護士費用は何ですって。

○野瀬町長 ちょっと手持ちがありませんので、全協で報告させていただきます。

○山田充副議長 ほかにありませんか。
西澤議員。

○西澤議員 私も疑問が幾つかありますので、これも全協で設定をされていますので、そこに詳しく質していきたいと思いますが、1つは擁壁の問題ですよね。

経過書、資料の13のところにあります。擁壁が平成6年に設定をされて、この資料13の説明の中にも、町が施工し、町が支払ったとなっているんですね。その不自然さは擁壁の問題が非常に大きく1つあります。図を見ますと、擁壁の本人さん所有の土地側に建物が、倉庫ぐらいかなと思いますけども設置されているんですね。その倉庫から見たら、町長がこの議案の21の補足の説明の中で言われました。本人さん、Yさんが他の土地の所有者であって、その交換の手続をされている経過が述べられました。これも詳しく資料で頂きたいというふうに思います。当時のその交換ですね、所有をして、その分譲がかなわなくて、この部分、つまり今現在、地図に示されているところが変わったという経過です。

ですから、その状況から見ても、その経過書類も町に保存されていないのかどうか。そして、これ、擁壁をなぜ、その主張をするのであれば、この714の20の内側、つまり、本人さんの所有地に近い方で、町の施行をするというのが自然の流れです。不自然なことが、そのことが1つです。

ですから、これはなぜ、当時、擁壁をこの部分にしたのかどうか。これ、本人さんの訴えの文書を見させてもらったことがありますけども、おやじさんがそういうふうにして分譲をして、交換でここを頂いたという町との約束です。これが1つ。

それからもう一つは、私ども、分譲地、土地造成の放置問題をもう十数年前に提起をしました。山崎太美課長のときの事案です。山崎太美課長の町の所有地、つまり事業による分譲の残地の表、今現在もここで委員会等々で示される地図、この中に51の中にこの土地はないんです。

そうしますと、これ、分譲されてからかなり経過しているんですね。平成6年にこれ擁壁が設置された。それで、それ以前の占有をしているというのであれば、これ、20年の経過がされています。そういうことをクリアができないのではないかとこのように思いますね。昭和55年からの、どれでしたかね、昭和55年、町長が事業1課に所属をされていました。ですから、

その状況はよくご存じ、事業いっぱいありましたので、詳しくはご存じないと思いますけれども、当時のそういう分譲をめぐっては大変ずさんな管理がされてたことが裁判の中でも明らかになっています。ですから、本人が払ったという支払いの領収証、それから町の方にその記録がないというのは日常茶飯事です。はっきり言うときます。

そういうなんを根拠にして、振出しに戻る、請求をするというのは、やはり一方通行、一方的ではないかというふうに思うんですが、これ2点。擁壁の問題と、それから時効との関係でどうなのかということについて聞かせていただきたいと思います。

○山田充副議長 町長。

○野瀬町長 擁壁についてはおっしゃっていただきました、私も事業1課の職員でありました。直接担当していたのは上司でありますし、その方にも、後日、聞き取りをしたんですが、その聞き取り内容も含めて、行政経過、いずれにしても最終的に擁壁工事は町が施工したということは明らかになっておりますが、元々、この地区内分譲、2区画の分筆でお渡しをするということが前提でありましたが、問題は土地代が未納であるという町の判断でございます。

○山田充副議長 西澤議員。

○西澤議員 全協でも町長述べられましたけども、口頭でずっと全協のときにも、経過の時系列でお話をされていまして。それに基づいて資料と、それから、経過について詳しい書面を頂くというのが前提だというようなのが、それが1つです。

もう一つは、擁壁、これ資料の13の説明のときにも、金額は明らかにされていませんけど、明らかに町が設置をされた。100万を超えて設置されている、本人の主張でもありますし、立派な擁壁なんですね。

これ、支払いをするときに問題にならなかったのか。つまり、擁壁も町が設置をする、本人が支払うべきもの、そうですね。境界線のところですから、これはなぜ町の支払い、町の施工でされたのか、2点、よろしく願いします。

○山田充副議長 町長。

○野瀬町長 今日資料なしで説明しておりますので、基本的な内容だけを申し上げたいと思います。

元々、緑ヶ丘の小集落地区改良事業で払下げ用地の中には2件の住宅対象者があって、それを左右の714の21の方と、ここで図面でいうと、左側の対象者に、それぞれ地区内分譲で渡しているということでありまして。

それと、擁壁をした背景は、もう1本左側に縦線がありますが、元々はこ

のラインで地区内分譲をするというラインであったんですが、隣との建物の関係で1メートル東側に寄ったラインですということ、その当時の事業として町が擁壁をするということに記録ではなっていないです。

○山田充副議長 西澤議員。

○西澤議員 先ほどの説明の質問の中で答弁が漏れています。山崎太美課長の当時の町の所有地51カ所、筆数にしますと、もう100を優に超える筆数ですけども、箇所数でいうと51カ所というので、裁判で記録を出していただきました。

それが、今回、今現在でも生きて、分譲地の中で残地の表記がされているのは、その裁判資料が使われています。そのときにはこれ入っていないんですよ。ですから、町の所有地という認識が庁舎内に当時ないんですよ。

ですから、その当時から見ても、10年以上20年近くたつかなというように思いますけど、その部分はなぜ町の所有地として認定されることがないまま今回まで来たのかというのが、管理不足ですよ。それはどうなんですか。

○山田充副議長 町長。

○野瀬町長 管理不足をご指摘いただいておりますが、いずれにしても51カ所の残地の土地管理には入っておりませんでした。したがって、最終的に長寺地区の地籍調査において、町有地だということが分かってからの話でございます。

○山田充副議長 ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

○山田充副議長 ないようですから、これで質疑を終わります。
暫時休憩をお願いします。

(午前11時37分 休憩)

(午前11時38分 再開)

○山田裕康議長 休憩前に引き続き、開会します。

次に、日程第22 議案第22号を議題とします。

議案を朗読させます。

局長。

○橋本事務局長 議案第22号 令和2年度甲良町一般会計補正予算(第10号)。

上記の議案を提出する。

令和3年3月4日。

甲良町長。

○山田裕康議長 本案に対する提案説明を求めます。

総務課長。

○中川総務課長 議案第22号 令和2年度甲良町一般会計補正予算（第10号）を説明いたします。

予算書の裏面をお願いいたします。

歳入歳出、それぞれ1億1,825万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ51億579万1,000円にするものであります。繰越明許費については第2表で説明いたします。地方債の補正は第3表で説明いたします。

次のページ、第1表であります。歳入の部であります。1款 町税、補正額4,024万2,000円の減、12款 分担金及び負担金44万6,000円、13款 使用料及び手数料1万5,000円、14款 国庫支出金2,772万7,000円の減、15款 県支出金2,746万7,000円の減、18款 繰入金2,801万9,000円の減、20款 諸収入265万7,000円の減。

次のページをお願いします。21款 町債、補正額740万円、歳入合計1億1,825万1,000円の減額です。

次に、次のページで歳出です。1款 議会費232万3,000円の減、2款 総務費412万4,000円、3款 民生費1,445万6,000円の減、4款 衛生費25万円、6款 農林水産業費3,066万1,000円の減、7款 商工費3,145万円の減。

次のページをお願いします。8款 土木費1,120万8,000円の減、9款 消防費146万9,000円の減、10款 教育費3,405万8,000円の減、14款 予備費300万円。歳出合計は歳入合計と同額であります。

次のページをお願いします。第2表であります。

追加として、2款 総務費、1項 総務管理費、事業名契約管理事業99万円、2款 総務費、1項 総務管理費、事業名まちづくり事業275万円、4款 衛生費 1項 保健衛生費、事業名予防接種事業、新型コロナワクチン接種等、これで3,383万5,000円、4款 衛生費 1項 保健衛生費、湖東定住自立圏環境ごみ処理部会負担金279万4,000円です。

次のページをお願いします。次、第3表です。地方債補正であります。

追加として、減収補てん債で限度額を740万にするものであります。

以上です。よろしく申し上げます。

○山田裕康議長 説明が終わりましたので、質疑はありませんか。

西澤議員。

○西澤議員 これは委員会付託になっていますので、そのときに資料の提出を

求めたいというふうに思うんです。それで、説明書の、ページ数からずっと言います。

というのは、減額になっているものの内容、理由、これ概略を示してもらって、一覧にってもらって、委員会に提出をしていただきたいというように思います。

それで、10ページの歳入のところですけども、法人税3,300万が現年度減額になっています。そして、町税、これ、560万の減額になっています。

大体分かるところは飛ばしますが、次に13ページのふるさと納税品の、これは増額ですね。その下の情報セキュリティマネジメントの減が130万、それから交通安全施設整備の減です。それから、防犯灯、減です。

それから、15ページに分、国民健康保険の基金の繰り出しの支援金がなぜ減ったのかです。

それから、同じように15ページの介護保険会計の給付繰出金の240万減になっています。これはどういう理由かです。

それから、17ページ、粗大ごみの収集委託290万減額になっています。

そして、18ページ、測量設計委託2,100万の減、それからトイレの改修500万の減があります。

次の19ページの甲良町の持続化給付金の減、それから中小企業経営支援給付金900万が減になっています。誘客多角化事業委託2,000万が減です。現場技術員の減があります。

そして、19ページの木造住宅耐震改修事業補助金、これが減になっています。甲良町住まいの補助金、減。

それから、21ページの修繕費、小学校の修繕費、それから、設計委託の350万、それから空調の減が100万あります。

以上、当初、表を見比べればいいんですけども、当初の予定が予算が幾らだあって、現状が幾らであって、その差額が生じたと、その差額が生じた理由を一覧表で示してもらえば分かります。以前、この決まっていることが執行できなかったのではないかというような指摘もありましたけども、その内容がどういう状況だったのかというのを詳しく審査する上でも大事だと思いますので、その分よろしくをお願いします。

単純に、減額、いわゆる執行しなかったというものもあるかと思いますが、そういうように簡略に記述をしてもらえば分かると思いますので、よろしくお願ひしたいと思いますが、いかがですか。

○山田裕康議長 総務課長。

○中川総務課長 ちょっと整理させてもらって、一覧表を作成して、委員会の

ときに出させてもらいます。

○山田裕康議長 ほかにありませんか。

建部議員。

○建部議員 詳しくは委員会で質問をいたしますが、1点だけ教えてください。

17ページの保健衛生総務費の中の負補交、PCR検査の補助金、これ250万みて100万円の減額。ということは150万はまだ執行の見込みがあると。もう3月に入りましたが、そして、令和3年度の新年度予算にも250万のこのPCR検査の補助金をみえています。引き続き、その補助金をみるそのことについては大歓迎なんですけど、このPCR検査補助金100万の減額で、あと150万は執行見込みなのかどうかそれだけ教えてください。

○山田裕康議長 保健福祉課長。

○中村保健福祉課長 今の状況でいきますと、3件でございます。今、この全てをちょっと補正はさせていただいたんですが、今、この残りの全てを執行するのはこれは非常に難しいというふうに感じておるところでございます。

○山田裕康議長 ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

○山田裕康議長 ないようですから、これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第22号については、会議規則第39条第1項の規定により、お手元に配布している議案付託表のとおり、予算決算常任委員会に付託したいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○山田裕康議長 異議なしと認めます。よって、そのように決定しました。

次に、日程第23 議案第23号を議題とします。

議案を朗読させます。

局長。

○橋本事務局長 議案第23号 令和2年度甲良町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)。

上記の議案を提出する。

令和3年3月4日。

甲良町長。

○山田裕康議長 本案に対する提案説明を求めます。

住民課長。

○小林住民課長 それでは、議案第23号 令和2年度甲良町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)についてご説明申し上げます。

予算書裏面をお願いいたします。

歳入歳出予算、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ887万6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9億6,699万6,000円とする。

それでは、次のページの第1表 歳入歳出予算補正の表をお願いいたします。

歳入、4款 県支出金、補正額1,471万2,000円の減、6款 繰入金624万3,000円の減、8款 諸収入1,207万9,000円の減、歳入合計は887万6,000円の減となります。

次のページをお願いします。

歳出の部、2款 保険給付費は補正額はゼロでございます。3款 国民健康保険事業費納付金も補正額はゼロでございます。6款 保健事業費569万円の減、8款 公債費ゼロでございます。9款 諸支出金もゼロでございます。10款 予備費318万6,000円の減でございます。歳出合計は歳入合計と同額の887万6,000円の減となります。

以上でございます。

○山田裕康議長 説明が終わりましたので、質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○山田裕康議長 ないようですから、これで質疑は終わります。

次に、日程第24 議案第24号を議題とします。

議案を朗読させます。

局長。

○橋本事務局長 議案第24号 令和2年度甲良町後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第2号)。

上記の議案を提出する。

令和3年3月4日。

甲良町長。

○山田裕康議長 本案に対する提案説明を求めます。

住民課長。

○小林住民課長 それでは、議案第24号 令和2年度甲良町後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第2号)についてご説明申し上げます。

予算書裏面をお願いいたします。既定の歳入歳出の総額から歳入歳出それぞれ115万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8,234万6,000円とするものでございます。

次のページの第1表 歳入歳出予算補正書をご覧ください。

歳入の部、1款 後期高齢者医療保険料補正額115万の増で、歳入合計は115万の増でございます。

次のページ、裏面をお願いいたします。

歳出の部、2款 後期高齢者医療広域連合納付金、補正額115万円の増でございます。歳出合計は歳入合計と同額でございます。

よろしくをお願いいたします。

○山田裕康議長 説明が終わりましたので、質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○山田裕康議長 ないようですから、これで質疑は終わります。

次に、日程第25 議案第25号を議題とします。

議案を朗読させます。

局長。

○橋本事務局長 議案第25号 令和2年度甲良町介護保険事業特別会計補正予算(第4号)。

上記の議案を提出する。

令和3年3月4日。

甲良町長。

○山田裕康議長 本案に対する提案説明を求めます。

保健福祉課長。

○中村保健福祉課長 議案第25号について説明をいたします。令和2年度甲良町介護保険事業特別会計補正予算書(第4号)でございます。

表紙裏面をお願いいたします。

歳入歳出、それぞれ747万4,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を9億2,245万7,000円とするものでございます。

次の1ページをお願いいたします。

歳入でございます。3款 国庫支出金、補正額63万8,000円の減でございます。4款 支払基金交付金927万3,000円の減でございます。

5款 県支出金270万1,000円でございます。補正額合計。減額の747万4,000円とするものでございます。

続きまして、2ページ、次のページをお願いいたします。

歳出でございます。2款 保険給付費、補正額1,938万円の減でございます。7款 予備費1,236万8,000円の増でございます。補正額合計、減額の747万4,000円で、歳出合計は歳入合計と同額でございます。

以上でございます。よろしく申し上げます。

○山田裕康議長 説明が終わりましたので、質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○山田裕康議長 ないようですから、これで質疑は終わります。

次に、日程第 26 議案第 26 号を議題とします。

議案を朗読させます。

局長。

○橋本事務局長 議案第 26 号 令和 2 年度甲良町墓地公園事業特別会計補正予算（第 1 号）。

上記の議案を提出する。

令和 3 年 3 月 4 日。

甲良町長。

○山田裕康議長 本案に対する提案説明を求めます。

住民課長。

○小林住民課長 議案第 26 号 令和 2 年度甲良町墓地公園事業特別会計補正予算（第 1 号）についてご説明申し上げます。

予算書裏面をお願いいたします。

歳入歳出予算として既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 63 万 7,000 円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 62 万 7,000 円とするものでございます。

次の第 1 表 歳入歳出予算補正です。歳入の部、1 款 繰越金、補正額 27 万 4,000 円の増、3 款 諸収入 27 万 4,000 円の減、5 款 繰入金 63 万 7,000 円の減、歳入合計は 63 万 7,000 円の減となります。

次のページをお願いします。歳出の部、1 款 墓地公園管理費、補正額 9 万 1,000 円の減、3 款 予備費 31 万 4,000 円の増、歳出合計は歳入合計と同額でございます。

よろしくお願いいたします。

○山田裕康議長 説明が終わりましたので、質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○山田裕康議長 ないようですから、これで質疑は終わります。

次に、日程第 27 議案第 27 号を議題とします。

議案を朗読させます。

局長。

○橋本事務局長 議案第 27 号 令和 2 年度甲良町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第 2 号）。

上記の議案を提出する。

令和 3 年 3 月 4 日。

甲良町長。

○山田裕康議長 本案に対する提案説明を求めます。

人権課長。

○丸澤人権課長 議案第27号 令和2年度甲良町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第2号）。

上記の議案を提出する。

予算書で説明いたします。予算書1枚おめくりください。

令和2年度甲良町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第2号）は次に定めるところによる。

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ220万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,223万2,000円とする。

次の第1表をご覧ください。歳入、2款 繰入金、補正額3万9,000円、4款 諸収入、補正額216万3,000円、合計220万2,000円です。

1ページをおめくりください。歳出、1款 総務費、補正額3万9,000円、3款 諸支出金、補正額216万3,000円、合計220万2,000円で、歳入合計と同額です。

以上です。

○山田裕康議長 説明が終わりましたので、質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○山田裕康議長 ないようですから、これで質疑は終わります。

次に、日程第28 議案第28号を議題とします。

議案を朗読させます。

局長。

○橋本事務局長 議案第28号 令和2年度甲良町下水道事業会計補正予算（第1号）。

上記の議案を提出する。

令和3年3月4日。

甲良町長。

○山田裕康議長 本案に対する提案説明を求めます。

建設水道課参事。

○丸山建設水道課参事 それでは、議案第28号 甲良町下水道事業会計補正予算（第1号）について説明させていただきます。

収益的収入及び支出でございます。令和2年度甲良町下水道会計予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

1款 水道事業収益、既決予定額3億3,610万2,000円、補正予定額1,307万9,000円、計3億4,918万1,000円。

2ページをお願いします。収益的収入です。1款 下水道事業収益、節 そ

の他特別利益1,307万9,000円です。

説明は以上です。

○山田裕康議長 説明が終わりましたので、質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○山田裕康議長 ないようですから、これで質疑は終わります。

次に、日程第29 議案第29号を議題とします。

議案を朗読させます。

局長。

○橋本事務局長 議案第29号 令和2年度甲良町水道事業会計補正予算(第2号)。

上記の議案を提出する。

令和3年3月4日。

甲良町長。

○山田裕康議長 本案に対する提案説明を求めます。

建設水道課参事。

○丸山建設水道課参事 議案第29号 甲良町水道事業会計補正予算書(第2号)について説明させていただきます。

予算書の1ページをお願いします。

収益的収入及び支出でございます。令和2年度水道事業会計予算、第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収入、第1款 水道事業収益1億8,921万7,000円、補正予定額30万円、計1億8,951万7,000円。支出、1款 水道事業費、既決予定額1億8,921万7,000円、補正予定額30万円、計1億8,951万7,000円です。

2ページをお願いします。

収益的収入でございます。1款 水道事業収益、1項が営業収益、目が3目のその他営業収益です。その他会計負担金、既決予定額は28万6,000円、補正予定額が30万円です。

収益的支出です。水道事業費、項、節です。16節、すみません、目 総係費、節16 委託料です。既決予定額453万1,000円、補正予定額30万円、計483万1,000円となります。

説明は以上です。

よろしく申し上げます。

○山田裕康議長 説明が終わりましたので、質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○山田裕康議長 ないようですから、これで質疑は終わります。

ここで、お昼休憩といたします。13時30分まで。

(午後 0時02分 休憩)

(午後 1時30分 再開)

○山田裕康議長 休憩前に引き続き、開会します。

保健福祉課長。

○中村保健福祉課長 すいません。先ほど私の方が議案第7号を説明させていただきました、甲良町指定地域密着型サービスの事業の関係の条例改正でございます。その中で私が甲良町内の事業所の数、4カ所と申し上げましたが、6カ所で行っていました。訂正し、おわび申し上げます。6カ所で行っていました。すいませんでした。

○山田裕康議長 ここでお諮りします。これより審査願います。

日程第30 議案第30号から日程第36 議案第36号までの令和3年度の各会計当初予算については、会議規則第39条第1項の規定により、お手元に配布している議案付託表のとおり、予算決算常任委員会に付託したいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○山田裕康議長 異議なしと認めます。よって、そのように決定しました。

それでは、日程第30 議案第30号を議題とします。

議案を朗読させます。

局長。

○橋本事務局長 議案第30号 令和3年度甲良町一般会計予算。

上記の議案を提出する。

令和3年3月4日。

甲良町長。

○山田裕康議長 本案に対する提案説明を求めます。

総務課長。

○中川総務課長 議案第30号 令和3年度甲良町一般会計予算について説明いたします。

予算書の裏面の方をお願いいたします。

まず、歳入歳出、それぞれ40億577万円と定めるものであります。債務負担行為につきましては、第2表で説明いたします。地方債につきましては第3表で説明いたします。一時借入金であります、借入金の限度額を6億にするものであります。歳出予算の流用であります、各項に計上した給料、職員手当及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項間の流用をするものであります。

次のページで、第1表であります。歳入歳出予算であります。

まず、歳入の部です。1款 町税8億1,005万2,000円、2款 地方譲与税3,568万8,000円、3款 利子割交付金48万円、4款 配当割交付金228万円、5款 株式等譲渡所得割交付金284万円、6款 法人事業税交付金688万円、7款 地方消費税交付金1億3,071万5,000円、8款 環境性能割交付金304万円。

次のページをお願いします。

9款 地方特例交付金380万円、10款 地方交付税16億6,600万円、11款 交通安全対策特別交付金99万1,000円、12款 分担金及び負担金1,322万5,000円、13款 使用料及び手数料2,044万9,000円、14款 国庫支出金2億9,783万4,000円、15款 県支出金2億3,628万9,000円。

次のページをお願いします。

16款 財産収入1,260万9,000円、17款 寄付金6,010万円、18款 繰入金4億2,264万2,000円、19款 繰越金4,000万円、20款 諸収入9,125万6,000円、21款 町債1億4,860万円で、歳入合計が40億577万円であります。

次のページをお願いします。

次、歳出の部です。1款 議会費6,397万4,000円、2款 総務費7億9,702万4,000円、3款 民生費12億3,073万円、4款 衛生費3億3,997万6,000円、5款 労働費165万9,000円、6款 農林水産業費9,898万9,000円、7款 商工費3,978万6,000円、8款 土木費4億2,145万8,000円、9款 消防費1億8,097万8,000円、10款 教育費5億1,938万4,000円、11款 災害復旧費2万5,000円。

次のページをお願いします。12款 公債費3億745万6,000円、13款 諸支出金33万1,000円、14款 予備費400万円。歳出合計は歳入合計と同額です。

次のページ、第2表であります。債務負担行為についてです。

まず、滋賀県信用保証協会小規模企業者小口簡易資金保証債務損失補償で、期間は令和3年度から令和15年度までです。

2つ目が甲良町地域福祉計画策定業務委託、期間が令和3年度から令和4年度までで、限度額が504万9,000円です。

次に、学校保健検査業務委託、これも令和3年度から令和4年度までで207万8,000円。

次に、甲良東小学校修学旅行事業で、令和3年度から令和4年度までで125万7,000円です。

次に、甲良西小学校修学旅行事業で、これも令和3年度から令和4年度までで、67万5,000円であります。

次のページをお願いします。

第3表 地方債であります。起債の目的で臨時財政対策債、限度額を1億2,900万円にするものであります。

次に、公共事業等債で、県営かんがい排水事業で、限度額を710万円にするものです。

次に、地方道路等整備事業債で360万円、公共事業等債で、町道改良分で890万円が限度額であります。

以上であります。よろしくをお願いします。

○山田裕康議長 説明が終わりましたので、質疑はありませんか。

西澤議員。

○西澤議員 開会の町長の挨拶の中で、財政の危機的状況が説明されました。

これについては、令和3年度の当初予算の概要の中で述べられているのは、本僅かなところ、そういう危機的状況という説明はございません。

2ページの下のところ、若干、町税を主として依然歳入不足は大きく云々というように書かれています。この議案は委員会付託になるというのが、先ほど決まりましたけれども、そこでその財政の状況、つまり町長が言われた危機的状況の現在の状況がどういう数値で示されているのか。それから、その原因ですね。

もう一つは、財政見通しをどう町としては立てているのか。つまり、3年の見通しなしは5年先、10年先というのはなかなかいろんな変動があると思いますので、そういうなんは無理な想定だと思いますけれども、少なくとも、3年、5年のスパンで財政見通しをどう立てているのかというのは、以前、財政状況の一覧表、収支見通しを出していただいたことがあります。現時点でどういうようにして町は認識をしているのか、算定をしておるのかという表を、ぜひ委員会に提出をいただいて、それでこの概要の2ページ、3ページのところの中身がどうなのかというやつを予算、事業の前提要件ですよ、そういう点では提出をしてもらいたい。今現在の説明は、それが1つです。

それから、今現在の開会挨拶の中で行政報告で言われた危機的状況、これについてはすらっと言われましたけれども、何がどうなのかという点で、詳しくは委員会で結構ですけども、もう一度、どういう状況、つまり漠然として財政足りんやろないのは分かります。けども、どういう指標によって、そういう危機的、財政危機的状況だったのかというやつは示してもらいたいというように思います。

以上です。

○山田裕康議長 町長。

○野瀬町長 挨拶で申し上げましたように、ここで申し上げられるのは、一般財源不足を財政調整基金で2億5,700万、それから、ふるさと応援給付金で6,000万、3億1,700万円を充当というか、取り崩して充てておまして、財政調整基金が1億3,000万しか残らないということであります。

ただ、コロナの前には県市町振興課の指導を得て、財政健全化計画を立てると申ししていました。そして、シミュレーションを過去に出しておりましたので、その見通しをさらに甲良の財政運営が厳しい中でどう乗り切るかという財政健全化計画を予定しておりましたが、根底的にコロナの社会情勢変化で変わってまいりました。

申し上げますと、今年度で町税で4,300万円減収する見通し。当初は五、六千万だというふうな粗づかみをしていたんですが、4,300万に収まったということでもありますので、今現在は、再構築をするということでもありますので、今、積み上げてきたシミュレーションが根底的に崩れてしまっているということでもありますので、ちょっと市町振興課には、再度、令和3年度財政健全化の再構築のための応援指導も要請しておりますし、たちまちはこの急迫の状態は甲良が滋賀県などで一番財政脆弱なので、頼っているのは特別交付税でありますので、それを何とかこういう窮状を、取りあえずはそれでお願いをしたいと。あとは財政健全化に向けたもう一度仕切り直しをやらしてもらいたいということは言っています。

見通しとしては、収入財源が落ち込む、さらに公共投資、投資的事業をやらなくてももう財政が窮屈になったということでもありますので、これはなるかならへんか分かりませんが、長くなりました、申し訳ないです。

3つ目の計画、甲良町の持続化に向けた地域づくり計画、総務常任委員会で計画しておりますが、何とか過疎法の適用をいただいて、財政対策を過疎法適用でやっていきたいという願望はあるんですが、今の人口減少状態では過疎法適用団体にはならないということでもありますので、その分、こんな窮状は滋賀県で甲良だけですので、県に、県の施策でもって、財政支援を要望せざるを得んというふうな状況でございます。

以上であります。

○山田裕康議長 西澤議員。

○西澤議員 今、るる町長、答弁いただきましたが、記憶に残らない部分もかなりあります。それで、委員会には今言われた内容の箇条書程度でもいいか、ないしはその言われた内容の部分、つまり危機的、財政危機的状況の要素がこういう形で、そして、見通しとしてはこういうような要素があって、それ

を乗り切る上では何が必要なのかという点でもまとめていただいたら、議論の材料になるかなど。それなしに、つまり、今後計画していく、今年度、令和3年度はもちろんですけども、4年度、5年度のところで本当に甲良町の財政、それから財政を基盤として様々な事業をどう進めるのかという点でもね、空論になりかねないというように思いますので、ぜひ、その点、準備をお願いしたいと思いますが。

○山田裕康議長 町長。

○野瀬町長 ちょっと新たに資料を作成するという事は、多分、時間がありませんので、その分、今私が口頭で言いましたことは、予算の、当初予算の概要の中で、4ページ、5ページ、6ページ、基金の状態とか、入出のマイナス状態が去年の当初予算と比べてどうだということら辺から考察できる部分をご説明申し上げたいなというふうに思います。

以上であります。

○山田裕康議長 西澤議員。

○西澤議員 ここに載っている部分はこれで分かりますけども、私が先ほど言いました、3年、3年後、5年というのは無理かなと思いますけども、けども、通常、5年ぐらいの見通しをどういうようにして進んでいくのかというの、やはり、事業計画を立てていく上では長期的展望というわけにいきませんが、中期的な展望という点で財政見通しをぜひ今現時点で考えているところを表に表していただければいいかなと思いますので、この部分にプラスしてそういうやつを今町長が述べていただいた資料を作成していただいて、提出をぜひお願いしたいというふうに思います。

○山田裕康議長 町長。

○野瀬町長 ちょっと時間が立て苦しい感じがしますので、総務課長と財政担当で調整をして、ちょっと無理かもしれないところだけご認識とか、いただいておりますというふうに思います。

○山田裕康議長 ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

○山田裕康議長 ないようですから、これで質疑を終わります。

次に、日程第31 議案第31号を議題とします。

議案を朗読させます。

局長。

○橋本事務局長 議案第31号 令和3年度甲良町国民健康保険特別会計予算。
上記の議案を提出する。

令和3年3月4日。

甲良町長。

○山田裕康議長 本案に対する提案説明を求めます。

住民課長。

○小林住民課長 議案第31号 令和3年度甲良町国民健康保険特別会計予算についてご説明申し上げます。

予算書、裏面をお願いいたします。

歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ8億1,014万4,000円と定めるものでございます。一時借入金の最高額は6億円と定めます。歳出予算の流用に関しましては、1つは保険給付費の各項に計上された予算額に過不足を生じた場合における同一款内でこれらの経費の各項の款の流用、2つ目に各項に計上した給料、職員手当及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項間の流用をいたします。

引き続き、次の1ページ目の第1表歳入歳出予算表をご覧ください。

歳入の部、1款 国民健康保険税1億4,532万9,000円、2款 使用料及び手数料8万8,000円、3款 国庫支出金1,000円、4款 県出金5億8,310万8,000円、5款 財産収入1,000円、6款 繰入金8,136万3,000円、7款 繰越金1,000円、8款 諸収入25万2,000円でございます。

次のページをおめくりください。

9款 町債1,000円、歳入合計は8億1,014万4,000円でございます。

引き続き、歳出の方をお願いします。1款 総務費2,862万4,000円、2款 保険給付費5億6,614万8,000円、3款 国民健康保険事業費納付金1億9,587万3,000円、4款 共同事業拠出金1,000円、5款 財政安定化基金拠出金1,000円、6款 保健事業費1,648万円。

次のページをおめくりください。

7款 基金積立金1,000円、8款 公債費35万円、9款 諸支出金90万1,000円、10款 予備費176万5,000円、歳出合計は歳入合計と同額でございます。

以上です。よろしくをお願いいたします。

○山田裕康議長 説明が終わりましたので、質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○山田裕康議長 ないようですから、これで質疑を終わります。

次に、日程第32 議案第32号を議題とします。

議案を朗読させます。

局長。

○橋本事務局長 議案第32号 令和3年度甲良町後期高齢者医療事業特別会計予算。

上記の議案を提出する。

令和3年3月4日。

甲良町長。

○山田裕康議長 本案に対する提案説明を求めます。

住民課長。

○小林住民課長 議案第32号 令和3年度甲良町後期高齢者医療事業特別会計予算についてご説明申し上げます。

予算書裏面をおめくりください。

歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ8,305万8,000円と定めるものでございます。

次のページの第1表 歳入歳出予算表をご覧ください。

歳入の部、1款 後期高齢者医療保険料5,396万2,000円、2款 使用料及び手数料1万円、3款 繰入金2,875万5,000円、4款 繰越金9万円、5款 諸収入24万1,000円、歳入合計は8,305万8,000円でございます。

次のページをおめくりください。

歳出の部です。1款 総務費667万5,000円、2款 後期高齢者医療広域連合納付金7,604万2,000円、3款 諸支出金31万9,000円、4款 予備費2万2,000円。歳出合計は歳入合計と同額でございます。

以上ですので、よろしくお願いたします。

○山田裕康議長 説明が終わりましたので、質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○山田裕康議長 ないようですから、これで質疑を終わります。

次に、日程第33 議案第33号を議題とします。

議案を朗読させます。

局長。

○橋本事務局長 議案第33号 令和3年度甲良町介護保険事業特別会計予算。

上記の議案を提出する。

令和3年3月4日。

甲良町長。

○山田裕康議長 本案に対する提案説明を求めます。

保健福祉課長。

○中村保健福祉課長 議案33号 令和3年度甲良町介護保険事業特別会計予

算について説明をさせていただきます。

表紙の裏面をお願いいたします。

歳入歳出額の総額は歳入歳出それぞれ8億8,095万5,000円とするものでございます。一時借入金につきましては、1億5,000万円と定めるものでございます。歳出予算の流用につきましては、1、保険給付費の各項に計上された予算額に過不足を生じた場合における同一款内で、これらの経費の各項の間の流用、2、各項に計上した給料、職員手当及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項間の流用とするものでございます。

次の1ページをお願いいたします。

第1表でございます。歳入でございます。1款 保険料1億7,954万9,000円、3款 国庫支出金2億725万9,000円、4款 支払基金交付金2億2,397万円、5款 県支出金1億2,468万3,000円、7款 繰入金1億4,546万2,000円でございます。

続きまして、2ページをお願いいたします。

歳入の合計でございます。8億8,095万5,000円とするものでございます。

続きまして、3ページ、歳出でございます。

1款 総務費4,113万5,000円、2款 保険給付費8億1,587万4,000円、3款 地域支援事業費2,230万8,000円。

続きまして、4ページをお願いいたします。

7款 予備費110万円。歳出合計につきましては、歳入合計と同額でございます。よろしく申し上げます。

以上でございます。

○山田裕康議長 説明が終わりましたので、質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○山田裕康議長 ないようですから、これで質疑を終わります。

次に、日程第34 議案第34号を議題とします。

議案を朗読させます。

局長。

○橋本事務局長 議案第34号 令和3年度甲良町墓地公園事業特別会計予算。

上記の議案を提出する。

令和3年3月4日。

甲良町長。

○山田裕康議長 本案に対する提案説明を求めます。

住民課長。

○小林住民課長 議案第34号 令和3年度甲良町墓地公園事業特別会計予算についてご説明申し上げます。

予算書裏面をお願いします。

歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ139万1,000円と定めるものでございます。

次のページ、第1表 歳入歳出予算表をご覧ください。歳入の部、1款 繰越金1万円、2款 使用料及び手数料76万円、3款 諸収入7万4,000円、4款 財産収入1,000円、5款 繰入金54万6,000円。歳入合計は139万1,000円でございます。

次のページおめくりください。

歳出の部、1款 墓地公園管理費73万1,000円、2款 諸支出金64万円、3款 予備費2万円。歳出合計は歳入合計と同額でございます。よろしく願いいたします。

○山田裕康議長 説明が終わりましたので、質疑がありませんか。

(「なし」の声あり)

○山田裕康議長 ないようですから、これで質疑を終わります。

次に、日程第35 議案第35号を議題とします。

議案を朗読させます。

局長。

○橋本事務局長 議案第35号 令和3年度甲良町下水道事業会計予算。

上記の議案を提出する。

令和3年3月4日。

甲良町長。

○山田裕康議長 本案に対する提案説明を求めます。

建設水道課参事。

○丸山建設水道課参事 それでは、議案第35号 令和3年度甲良町下水道事業会計予算についてご説明させていただきます。

予算書の1ページをお願いします。

まず、業務の予定量でございます。1、処理区域内水洗化世帯2,132世帯、2、年間総排水量80万6,000立方メートル、3、1日平均排水量2,208立方メートル、4、主な建設改良事業マンホールポンプ改築更新工事です。

続きまして、収益的収入及び支出でございます。収入、第1款 下水道事業収益3億2,733万7,000円です。支出、第1款 下水道事業費3億2,733万7,000円です。

続きまして、2ページをお願いします。

資本的収入及び支出は資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額5,611万6,000円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額及び当年度損益勘定留保資金5,611万6,000円で補填をするものでございます。収入です。第1款 資本的収入2億7,783万1,000円です。支出、第1款 資本的支出3億3,394万7,000円です。

続きまして、企業債でございます。企業債の目的は公共下水道事業債、限度額630万円、流域下水道事業債1,590万円、資本費平準化債1億1,200万円です。

続きまして、一時借入金です。一時借入金の限度額は3億円でございます。予定支出の各項の経費の金額の流用につきましては、以下のとおりでございます。

続きまして、議会の議決を得なければならない、流用のすることのできない経費は、職員給与費1,014万円です。他会計からの補助金としましては、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は2億3,300万円でございます。

説明は以上です。よろしく申し上げます。

○山田裕康議長 説明が終わりましたので、質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○山田裕康議長 ないようですから、これで質疑を終わります。

次に、日程第36 議案第36号を議題とします。

議案を朗読させます。

局長。

○橋本事務局長 議案第36号 令和3年度甲良町水道事業会計予算。

上記の議案を提出する。

令和3年3月4日。

甲良町長。

○山田裕康議長 本案に対する提案説明を求めます。

建設水道課参事。

○丸山建設水道課参事 それでは、議案第36号 令和3年度甲良町水道事業会計予算について説明させていただきます。

予算書の1ページをお願いします。

まず、業務の予定量でございます。1番、給水口数3,026口です。2、年間総給水量94万3,000立方メートル、1日平均給水量2,584立方メートルです。

続きまして、収益的収入及び支出でございます。収入、第1款 水道事業収益1億8,292万9,000円、支出、第1款 水道事業費1億8,2

92万9,000円です。

続きまして、2ページをお願いします。

資本的収入及び支出は資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額7,092万3,000円は、当年度損益勘定留保資金4,632万2,000円、減債積立金2,460万1,000円で補填するものでございます。収入、第1款 資本的収入1,000円です。支出、第1款 資本的支出7,092万4,000円です。一時借入金は3億円でございます。予定支出の各項の経費の金額の流用につきましては以下のとおりでございます。

議会の議決を得なければ流用することができない経費は、職員給与の1,563万2,000円でございます。利益剰余金の処分は減債積立金2,460万1,000円です。棚卸資産の購入限度額は467万5,000円と定めるものでございます。

説明は以上です。よろしくお願いたします。

○山田裕康議長 説明が終わりましたので、質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○山田裕康議長 ないようですから、これで質疑を終わります。

次に、日程第37 同意第1号を議題とします。

議案を朗読させます。

局長。

○橋本事務局長 同意第1号 甲良町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて。

上記の議案を提出する。

令和3年3月4日。

甲良町長。

○山田裕康議長 本案に対する提案説明を求めます。

町長。

○野瀬町長 同意第1号 甲良町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについてご説明申し上げます。

甲良町固定資産評価審査委員会委員のうち1名が任期満了となりますので、次の者の選任することについて、地方税法第423条第3項の規定によりまして、議会の同意をお願いするものであります。

住所 滋賀県犬上郡甲良町大字下之郷791番地3、氏名 二階堂正雄氏、生年月日 昭和25年11月23日生まれであります。

固定資産評価審査委員会委員3人ですが、のうち、二階堂正雄氏の任期が令和3年3月31日のため、地方税法の定めにより再任の提案をいたすものであります。

二階堂氏は、彦根市役所の長年の行政経験があり、平成30年4月から1期3年、固定資産評価委員を務めていただきました。適任者であると考え、同意をお願いするものであります。よろしくお願いいたします。

○山田裕康議長 説明が終わりましたので、質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○山田裕康議長 ないようですから、これで質疑を終わります。
討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○山田裕康議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより、同意第1号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり同意することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○山田裕康議長 ご着席願います。

起立全員です。

よって、同意第1号は同意されました。

次に、日程第38 同意第2号を議題とします。

議案を朗読させます。

局長。

○橋本事務局長 同意第2号 甲良町公平委員会委員の選任につき、同意を求めることについて。

上記の議案を提出する。

令和3年3月4日。

甲良町長。

○山田裕康議長 本案に対する提案説明を求めます。

町長。

○野瀬町長 同意第2号 甲良町公平委員会委員の選任につきまして同意をお願いすることでございます。

甲良町公平委員会委員のうち1名が任期満了となりますので、次の者を選任することにつきまして、地方公務員法第9条の2第2項の規定によりまして、議会の同意をお願いするものであります。

住所 滋賀県東近江市八日市上之町2番7号 ウイング八日市203号室、
氏名 湯浅浩明氏、生年月日 昭和42年7月9日生まれであります。

公平委員3人のうちの1名がこの3月31日をもって任期満了となります。昨今、公平委員会の案件が増えておりまして、委員会を進めるにあたり弁護士に意見を聞きながら進めている現状でございます。時間短縮、公平委員の

負担を減らすため、今回、滋賀県弁護士会に弁護士の紹介をお願いして、湯浅浩明氏を紹介いただきました。

湯浅浩明氏は平成18年に弁護士を登録され、平成18年から22年まで彦根市内にある事務所にお勤めでありました。その後、平成23年1月から独立をされ、八日市法律事務所で事務所を構えておられます。地方自治の本旨、および民主的で能率的な事務の専門家でありますので、適任者であると判断いたし、選任をお願いするものであります。

任期につきましては、令和3年4月1日から4年間でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○山田裕康議長 説明が終わりましたので、質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○山田裕康議長 ないようですから、これで質疑を終わります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○山田裕康議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより、同意第2号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり同意することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○山田裕康議長 ご着席願います。

起立全員です。

よって、同意第2号は同意されました。

次に、日程第39 甲良町選挙管理委員および同補充員の選挙を行います。

お諮りします。選挙の方法は地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にしたいと思っておりますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○山田裕康議長 異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。指名の方法は本職において指名することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○山田裕康議長 異議なしと認めます。

よって、本職において指名することに決定しました。

甲良町選挙管理委員に長寺の橋本猛氏、下之郷の西堀與一氏、尼子の高橋謙一氏、尼子の田中順子氏を、同補充員の第1順位に金屋の片岡清氏、第2順位に池寺の小林日登美氏、第3順位に長寺の山崎秀樹氏、第4順位に呉竹

の山本義美を指名します。

お諮りします。ただいま指名しました橋本猛氏、西堀與一氏、高橋謙一氏、田中順子氏を甲良町選挙管理委員に、また、同補充員の第1順位に片岡清氏、第2順位に小林日登美氏、第3順位に山崎秀樹氏、第4順位に山本義美氏を甲良町選挙管理委員補充員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○山田裕康議長 異議なしと認めます。

よって、ただいま指名しました方々が甲良町選挙管理委員および同補充員に当選されました。

次に、日程第40 発議第3号を議題とします。

議案を朗読させます。

局長。

○橋本事務局長 発議第3号 甲良町議会議長山田裕康様。

提出者 甲良町議会議員建部孝夫。

賛成者 丸山恵二。

甲良町議会委員会条例の一部を改正する条例案。

上記の議案を地方自治法第112条第1項、第2項および第3項ならびに会議規則第14条第1項および第2項の規定により提出します。

○山田裕康議長 本案については建部議員から提案説明を求めます。

建部議員。

○建部議員 このたびの課の設置条例の改正に伴いまして、甲良町議会委員会条例の一部を改正するものでございます。

内容は、それぞれ議会の委員会の所管事務の変更でございますが、まず、「住民課」が「住民人権課」になりましたので、そして人権課の所管が今度削られましたので、それに伴うものでございます。

内容は、総務民生常任委員会の所管事務の「住民課」を「住民人権課」の所管に関する事務に変更します。産業建設文教常任委員会の中から「人権課」が削られましたので、人権課の所管に関する事務が産業建設文教常任委員会から削られるということでございます。

以上、よろしく申し上げます。

○山田裕康議長 説明が終わりましたので、質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○山田裕康議長 ないようですから、これで質疑を終わります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○山田裕康議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより、発議第3号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○山田裕康議長　ご着席願います。

起立全員です。

よって、発議第3号は可決されました。

次に、日程第41　一般質問を行います。

発言通告書が提出されていますので、これより許しますが、発言時間について申し上げます。

諸般の都合により、本日の質問時間については会議規則第56条第1項の規定により1人40分以内とします。ただし、質問の途中であれば多少の延長も認めますので、質問者は時間がくれば簡潔にまとめて質問してください。

なお、答弁する人も簡潔明瞭に答弁をお願いします。

それでは、最初に9番　建部議員の一般質問を許します。

9番　建部議員。

○建部議員　早速、まず1番の質問です。町長の議会答弁を質すというところで、2つ挙げました。

1つは、町長は昨年12月議会の一般質問において、今まで場当たりのいいかげんな答弁をしてきたと発言してきました。その発言、12月議会の私の一般質問のそれも最後の方に、その発言があったので異議を申し立てようと思いましたが、時間がなかったので、そのことの内容は「議会だより」で、町民の皆さんには既に報告をしてございます。

議会を侮っているのか、言葉を換えれば、なめてんのかという、そういう答弁、発言でありました。

議員は一般質問をするときには、事前に一般質問通告書を出します。今回、どんなテーマで一般質問しようか、それで通告書を出す。一般質問の二、三日前になると、テーマに沿った一般質問、内容をどのような内容でというので、中には夜も寝られないぐらいにその構想を練って、本当に議員における議員活動の中で、この一般質問は最たるもの、議会活動の華であります。

議員はそれにかけて一般質問を行うのであります。だから、ど真剣であります。その質問に場当たりのいいかげんな答弁をしてきたと、したというようなことを町長から聞かされたら、これはたまったもんじゃないですね。

じゃ、今まで自分が言ってきたことをそういう調子で聞いてもらって、そこで出された答弁に責任はないのか、自分の言った言葉に、こうした状態の中で話、答弁がされたその言葉、責任を持たないのか。町長は、いや、これ

は町長だけじゃない。各課長ともそうなんですが、議員の質問に対して責任の持てる的確な答弁、それが求められるんですよ。

答弁で町長がうそをついたから、いいかげんな答弁したからという罰則規定はない。ないけれども、その発言には責任を持つ。そして、その発言は、答弁は真実、誠実に答える義務があるんですよ。そうでないと、いいかげんな答弁、場当たりの答弁では信義にもとります。町長の品格、人間性が問われます。

そういうことで、このことに対して私は嚴重に抗議するつもりで、この1番にこれを挙げました。町長、どうですか。

○山田裕康議長 町長。

○野瀬町長 大変申し訳ありませんでした。令和2年12月議会の一般質問の来年度の予算編成について、建部議員から5項目の質問がされました。

その中で何度もいただいておりますが、住所表示の大字削除、その経費を予算化することの質問に対しまして、今ご指摘いただきましたとおり、私は今までの答弁が少し場当たりの答弁をしてきましたので、何度も質問いただいたり、念押しをいただいておりますので、私としてしっかりとした方針を示さしていただきたいと思っておりますと申し上げ、その後、それから、医療費の無料化、祝い金につきましては、そんないいかげんな答弁をしてきましたが、と申しておりました。いいかげんな答弁とは失言でありました。大変申し訳なく取消しをしておわびを申し上げます。

何度も質問をいただいて、明快な答弁ができていなかったことであり、そのような発言になったものだと思っております。繰り返して、大変失礼でありましたし、適切な表現ではなかったことを取り消しておわびを申し上げます。本当に申し訳ございませんでした。

この発言を持ちまして、議員を侮っているということは決してございませんので、これからも町長として、今申されました誠実に真摯に答えるというご指摘もいただいておりますので、今後の町政運営に対して真剣に取り組んでまいりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

○山田裕康議長 建部議員。

○建部議員 了解をいたしました。町長は令和2年2月5日に行われた第1回臨時会の挨拶で所信表明をされました。その中に議会への対応として真摯に謙虚な姿勢で議会に臨ませていただくとともに、諸事案についても早めに行政説明をいたすよう努力し、連携を強めてまいりたいと考えておりますという答弁をしています。重要事項の協議などは前もって相談をさせていただく。まさに、そのとおりの姿勢を望みたいものであります。

次に、その答弁の中で、その間近に様々な個人施策をいったんやめて、個

人給付施策は当面やらないと答弁をいたしました。町長が考える個人給付施策とは一体何、その範疇というか、同じ性質のものを集めた範囲ですから、個人給付施策というものは、町長の概念ではどのように考えておられますか。

○山田裕康議長 町長。

○野瀬町長 同時に、建部議員から質問に際しまして、野瀬町政の間は個人施策は行わないことといたしますという旨の答弁をいたしました。この答弁の意味につきまして、具体申し上げますと、これまで議員からご質問のありました、高校生までの医療費無料化、出産祝い金、子育て応援金の増額、そして、今回の質問にありませんが、給食費、これは他の議員かもしれませんが、給食費についてで具体的な質問をいただいております。

これら、所要の財源が必要でありますし、事業を制度化すれば、実施に際しましては、毎年恒常的に財源の手当てをしなければなりません。12月の答弁では、今後の財政運営が厳しくなる中でありましたので、私としては様々な個人施策をいったんやめて、個人給付施策は当面やらないという方向で臨んでいきたいと思っておりますと申し上げております。

そこで、ご質問の個人給付施策の定義と範疇であります。その考え方を申し上げますと、まず個人給付施策の範囲については、国、県の制度施策で補助事業のあるものは別といたしまして、議員から提案をいただいております、高校生までの医療費の無料化、現行制度に上乗せをいたしました出産祝い金、子育て応援金、加えまして給食費が具体的でありますけれども、今後、新たに取り組もうとする甲良町単独事業の個人施策で一般財源を手当てしなければならない、そういう事業施策についてを範囲とご理解いただきたいと思います。

令和3年度甲良町一般会計予算編成におきまして、ただいま申し上げましたとおり、投資的事業を行わなくても税の減収があり、一般財源が大きく不足する財政の硬直化に陥りつつあります。財政調整基金で予算調整することは困難な状態に陥っております。

令和3年度はさらに行財政改革を実施し、さらに財政健全化へのアプローチも進めなければならないと思っております。ご理解いただきますようお願いいたします。

○山田裕康議長 建部議員。

○建部議員 町長の会議録、これ答弁では、私としては様々な個人施策をいったん止めてと言っている。様々な個人施策をいったん止めてということは、今までやってきている個人施策も止めるというふうに解釈できませんかね。町長の言い分としては、私としては様々な個人施策をいったん止めて、個人給付施策は当面やらない方向、これも個人給付施策は当面やらないとなると、

全て今までやってきていることもやらないというふうに受け止められないか。私はそのように受け止めて、個人給付施策は当面やらないという方向で臨んでいきたいと思っていますという言い方をした、ここに会議録があるんですが、そういうことは今までやってきた個人施策も、これから、今、要求のある個人施策もやらない、全て個人施策はいったん止めてやらないということをごここではっきり表現している。その言葉を取り消しますか。

○山田裕康議長 町長。

○野瀬町長 そこまで拡大解釈っていいですか、そのことではとは申し上げておりません。例えば、中学生以下の医療費の無料化がもう制度化されておりますので、もう既に個人施策で制度化されたものについては継続をするということでございますので、今後、新たに生じる場合ということで解釈をいただきたいと思っております。

○山田裕康議長 建部議員。

○建部議員 参考に申し上げます。憲法第25条第1項では、「全て国民は健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する」。この憲法の精神をもって生活保護法というのはつくられました。最低限度の生活を営む権利を国民が有する、そのことを保障しなければならない。そのために生活費の給付制度ができた。これ個人給付施策ですよ。児童手当もそう、医療費の無料化もそう。少なくとも国民は健康で文化的な最低限度の生活を営む、その保障を国が考える。国だけじゃない。地方公共団体、行政施策にそのことがまず一番に来ないかん。

その憲法第25条第2項、「国は全ての生活部面において、社会福祉、社会保障および公衆衛生の向上および増進に努めなければならない」憲法にそのようにうたわれている。国はそのためにいろんな法律をつくり、地方公共団体、各行政はその精神にのっとりた条例をつくり、そういう行政施策を施していく。それが役場の仕事。

そう考えた場合、個人の国民の福祉、幸せや健康、命、そういったものを最小限度、その権利を保障していくというのは、大きな、これはもう国だけじゃないよな。地方公共団体、行政の果たす役割なんだ。それを実際、行政施策に反映させていこうと思えば、個人を対象とした、またその法律に対象とされる個人、その人がその施策の対象になる。個人の給付施策対策、まさに今の行政施策はそういう立場にある、その対象になっている個人を救済していく、個人の権利を保障していく、個人の暮らしを、そのための施策をこの個人給付施策というのは行政の最たるもの。大半を示すのがこの個人施策。

何でもかんでも一緒絡みに個人施策をやらない。そういう行政姿勢というのは私は許せない。行政の主体性でもって施していく各施策は個人を対象と

した施策が大半。それはもう法律、憲法の理念からそういうことを施していくのが行政の責任、行政の仕事。

私は何でもかんでも議員から要求のあった個人施策は今後やめます、そしてから、当然の中身を見たら、今までの個人施策もいったん止めてというふうに受け止めるようなそういう発言をしている。行政施策の最たるものは個人給付施策が最たるもの、そういう状況にある人を助ける、そういう境遇にある人の生活の権利を守っていくというのが行政の仕事。そのことを肝に銘じて、今後の行政における施策、対策、そういったものに取り組んでもらいたい。

次、2番目行きます。令和3年度の一般会計予算案から、今日、議員の皆さんにも多分それ配られていると思いますが、資料を頂きました。実はこの2番目に挙げたのは、最初言った、町長が個人施策はもうやらないということを行ったから、私は令和2年であって、令和3年になくなった事業はあるのか、その中で個人施策はどれかなど。そして、2年度になくて、令和3年度に新たに計上した事業、そこにもやはり個人施策ないのかなど。それを知るためにこれを出してほしいと言ったんですが、ここで上がってきている主な事業ですから、細かい事業は載せてないです。

この項については、予算決算常任委員会がありますので、その方で議論を進めていきたいというふうに思いますので、一応、今、個人施策いったん止めてという内容については、町長の答弁で一応理解はしたんですが、理念、本当の個人施策というのが行政施策の中核をなすものだということの理解を得ていただいたものとして、私はこの2番目の質問はこれ以上いたしません。

3番目、令和3年度一般会計予算および令和3年度の補正予算に計上されたい事業予算について問うということで、私は過去、もう何回も言ってきた事業の内容であります。そのことをどうしていただけるのかということをお聞きしていきたいと思っております。

初めに、住居表示の大字の件です。この前、住民課長が資料4の字の名称変更についての検討内容という資料を示して説明をしていただきました。あえて、私はそのときも質問しなかった。今日があるから。でも、これは住民課長の説明だけで、この意向は町長にあるというので、町長に問うていきます。

事務の流れとか字の考え方とか書いている、特に2番目、字の考え方の中で、当該地域の特色、歴史、およびその文化が染み込んだ住民にとって愛着が深い場合が多い。それはどこをどなたを見てそういうふうに多い場合が、深い場合が多くと表記しているのか。また、住民の意向を尊重し、その取扱いについて協議する必要がある。その取扱いについては協議する必要がある

ます。もちろん町民とです。これは早く進めていくべきだと思います。

先進事例では、消滅する現町名を大字に関して残す事例も見られる。めくったら、合併後も大字を残した参考事例として、長野県のことを出している。遠いところの状況を見て、なぜ滋賀県に目を通さない。

その長野県では、千曲市、合併前の町、これも私、呼び方が分からない、サラ何とか読むんだらうけど、それらが千曲市大字何々に合併後が変わっていると。そして、後の方も合併後の、例えばこれは佐久穂市、佐久穂町か。むしろ表示する字名が長くなっている感じがする。こういうふうに長野県の中でもこれだけの町が、村から市になり、町になったところが大字としている。

そこがここで書かれている、住民にとって愛着が深いからそうなのか、たまたまそこは大字という2文字のことにあまり関心がないというか、あまりそのことに執着しないから、このようになったのか、それは分からない。だけど、滋賀県に目を通す。市に合併された、市になった市では大字がない。

秦荘町と愛知川町が合併して愛荘町になったけれども、大字ない。日野町では一部の地域が大字の表記をなくした。全町じゃないんだ。一部大字をなくした。そういう滋賀県の状況、確かに大字に対して愛着がある人もあるんだらうけども、滋賀県においては大半が大字を省略している。

それと、メリット、デメリットが書いています。一番多く出ているのが4ページ、5ページ、システムの改修ですね。そして、大字を抜くことによって、町民、本人が申請をして、その字名を省略するための手続が書いてある。

私は、仮に大字を省略するということが決まった施行期日以降は、一足飛びに全てのシステム機械、全ての関係する役所なり上部機関にその手続を一斉にしなきゃいけないのか。そうじゃない。移行期間というのがある。何月何日から大字は省略してもいいというふうに議決がされた後、私は極力その移行期間は3年ないし5年、そして、仮にその移行期間中、その日から大字がなくなったけれども、それ以前のはそのままでもまだ大丈夫と。そのままでも法律違反にはならないという手続を済ますまでは大字がついたっていいですよという、それを即大字を外さなきゃならないという法律にはなっていない。移行期間があって一足飛びにその大字全ての機械、全ての手続において大字を取るというのは不可能。やはり、それはその期間中にやればいい。そして、システムの改修がよく言われる。

これはシステムを期限が来たら更新するときがあります。そして、役場のほかの庶務の処理をしていく場合に、システムの改修をするときがあります。そのついでに大字も取り除くという処理を、単にそれだけを集中してやるんじゃないしに、ほかのシステムの改修と併せて行えば、若干、経費が安くなる。

だから、ついでのとときとか、そのシステムの更新のとときとか、そういうと

きも工夫して改修を行う。とにかく創意と工夫で経費の節減、あらゆる官公庁への手続の簡素化、簡略化を極力図って、早いこと町民合意を得て、これは議会、議員の発議ではできないから、町長が提案をしていただかないと、これはできない話ですからね。

町長はこの前の議会の答弁では、町民と協議を進めて検討していくことを約束する、そういうふうに私の質問では答えている。

一応、その答弁を見て、大字の省略については、町長は前向きに考えているという認識を持っていますが、町長、どうですか。

○山田裕康議長 町長。

○野瀬町長 もうくどくどお答えはしなくてもいいと思います。歴史的認識を含めて、全協で資料4を持ちまして、全議員の認識を深めていただこうということで資料を提示させていただきました。

明治22年に遡りますと、甲良町でいうと、字区単位に大字を、冠を付しているということでもありますし、それから、大字をなくした町、合併も含めて、それから、大字を残している町、どちらかというところ、前回の資料は残した町の事例が多かったかもしれませんが、近在の事例も報告いただきました。

合併のときには、安土町が近江八幡市に合併したときには大字を抜いたという事例もありますし、建部議員ご紹介いただいた大字を削除したという事例もございます。

いずれにしても、私が議会に地方自治法に基づいて提案するまでに、行政手続、それから住民の意向確認というそういうことが前提でありますので、担当課と、担当課の実務が伴わないと、前進はしませんので、少し時間をいただきながら、その方向で住民意向確認から進めてまいりたいというふうに思います。

○山田裕康議長 建部議員。

○建部議員 はい、了解いたしました。これは、かといって、町長、2年も3年もというわけやない。町民合意を得たら、即、議会にかけてもらいたいし、そして、そのかかる費用については3年ないし5年間で、また創意と工夫で極力、その経費が少なく済む知恵を出してやってもらいたいと。

もう1回披露しておきます。町長、私も住所を書くときに、建部議員と同じように、大字を書くのか、省略できればいいなという実感を持っておりますので、行政として研究に入りたいと思います。この答弁がある。私はこれは歓迎したんです。町長もその思いだなと。その所信というか、町長の思いも含め、必ずやこの大字表記の省略については近いうちに取り組んでいただきたい。2年も3年も待たすわけじゃない。早急に町民合意を得てほしい。そういうふうに思います。

次の2番目、先ほども話が出ました、高校までの医療費無料化。これって、前の住民課長の説明では、400万で足りるんだ。高校生、18歳になったら選挙権をいただくんだけど、その選挙権をもらうまでは医療費を無料化にしよう。その費用は、3年間の費用は年間400万で済むと。ただ、その当時、その400万が毎年見られるか恒常的に見られるかというのがちょっと不安を感じたという当時の説明がありました。

僅か400万。これ、財政のめどが立ったらぜひとも補正予算でも、その窓口が開けられたら、この医療費の無料化、ぜひとも実行していただきたい。どうですか。

○山田裕康議長 町長。

○野瀬町長 試算では420万であったとっております。ただいまの方針は予算窮状の状態でありますので、一般財源を伴う個人施策については、実施をしないということをおっしゃっておりますので、今の意見は参考にさせていただきます。

○山田裕康議長 建部議員。

○建部議員 財政がない、余裕がない、それまでだということにはなっては駄目なので、私は、これはこれからも言い続けていきます。

次に、出産祝い金、子育て応援金の増額です。去年の一般質問では、その増額を私が提案したら、ちょうど12月議会の質問だったので、予算の編成、予算の編成じゃないな、一応編成になるのか。その時期、だから、検討しますという答えが返ってきてたんです。その会議録、町長、覚えていますか。

査定の時期、査定の時期だから研究しますと、私、前、議会でそのことも言ったと思いますが、いずれにしても、これについても以前は前向きに予算の査定の時期だから、研究、検討させてくださいという答弁だった。だから、前向きに考えてくれるなという期待をした。

でも、その答弁も、先ほど言った場当たり的でいいかげんな答弁だったら、私はまた血圧が上がるかなと思うんですが、いずれにしてもこのことも、予算は779万です。平均40人ペースで、780万ぐらいの年間予算。余裕は、これからも出てこないと思うけれども、これは私、もう何年も言い続けてきているこの内容は、人口減少対策の一番人口を増やす、人口を維持していくためには、この出産奨励しかないんです、本当は。よそからの移住も考えてもない、出て行く人が多い。

何としてもこの出産奨励は、その出産奨励するための条件整備とか環境整備はまずこの祝い金とか育児奨励、そういったものが一番近い。まだまだいろいろあっても、まずこれを充実していただきたいというのが私の願いであります。町長、どうですか。検討の余地なしですか。

○山田裕康議長 町長。

○野瀬町長 また、失言発言になるようなことにならないように、改めての発言をしておりますので、今この事業は予算化をしておりませんし、予定もございません。

○山田裕康議長 建部議員。

○建部議員 次に、行きます。この4番目の税の一律10%の軽減策、これをどうしてもできないということから代案として出した。このこと。この前、企画監理課長からの資料、地方創生の臨時交付金交付限度額という資料を頂いた。総額で7,241万2,000円。そのうちで今回、3年度に見ている予算6,000万ほど見ているわけです。もうあと1,000万弱しかない。

そんな状況で、これ、私の試算では1億2,000万かかる。仮に1世帯につき2万円を1万円にしても9,391万円かかる。到底、この状況ではこれは私は今日は要求できないなと思いました。時期を見ます。

よって、この4番目のことについては、私は継続して今後もこういう形のものを要求していきますけれども、一応、断念はしません。継続して、今後もこの取組については続けていきますけれども、一応、現状を考えたときに即今は無理であるということを感じましたので、この件についてはこれで終わります。

以上で私の質問は終わります。

○山田裕康議長 町長。

○野瀬町長 企画監理課長が資料で申し上げておりますとおり、1億2,000万、ご試算いただいたとおりであります。コロナウイルス感染症の臨時交付金の使途については、もうこういう事業については対象にはなりませんということの内閣府通知がありますので、配るとすれば臨時交付金を財源でなければなりません。今後、そういう方針が貫かれると思いますので、町としては見通しが立たないということだけは申しております。

○山田裕康議長 建部議員。

○建部議員 今言っている第3次の補正予算の交付対象事業、個人を対象とした給付金等はできない。ただし、公共料金との減免以外は対象。要するに、今度も水道料金の4カ月かするんですが、公共料金だったら、また税、国保税、そういう税の軽減ならいいんだということになれば、私の今言っているこれが対象にならなかつたら対象になる事業をまた私も考えなければいけないということは考えています。

以上です。

○山田裕康議長 町長。

○野瀬町長 建部議員、税も対象にならないということでありまして、したがって、今、町で考えてもらっているのは水道料金という方にシフトをさせてもらっています。

○山田裕康議長 建部議員。

○建部議員 また、その策は考えます。

以上、終わります。

○山田裕康議長 建部議員の一般質問が終わりました。

ここでしばらく休憩します。15分まで。

(午後 3時04分 休憩)

(午後 3時18分 再開)

○山田裕康議長 休憩前に引き続き、会議を開会します。

次に、5番 阪東議員の一般質問を許します。

5番 阪東議員。

○阪東議員 5番 阪東です。議長のお許しをいただきましたので、一応質問をさせていただきますと思います。

まずは最初に、去年は議長という大役をさせていただき、つつがなく終えさせていただきましたことに、本当に町長はじめ、職員の皆さんに感謝を申し上げます。ありがとうございました。

それでは、通告書に基づきまして質問の方をさせていただきますと思います。

最初に、1のコロナ後の観光誘客についてということで、最近アフターコロナという言葉が新聞や雑誌等で記載が多くされております。ワクチンの開発やワクチンの接種などで少し世の中明るさが見えてきたのではないかと思います。

そういった中で、緊急事態宣言については徐々に解除がされ、また滋賀県においても、昨日は17人でしたのですけれども、若干、少なくなりつつあります。まだまだ不透明ではありますけれども、町の方からの発表で、4月末ぐらいから、この甲良町でも少しずつワクチンの接種というふうなものが始まるということで、早い段階において感染リスクが低減されることを願うものと思います。

そこで質問の方になるんですけれども、①のコロナ後の観光誘客の方策と課題はというふうなところなんですけれども、①で、やはり湖東三山、インターに加え、多賀の方のサービスエリアのスマートインターも近々に建設される予定をされております。道の駅こうらも国道307の通過点というふうなところで、これからは数多くの観光客がますます増えるような期待が持たれてこようかと思えます。

そのような中で、コロナ後の誘客のために多くの自治体でもキャンペーン等、既にもう企画はされているようです。甲良としても、今後、観光の誘客を進める上で、強化する施設、または企画および企画を進める上での人材など、こういったところの課題はないかというふうなところで質問をさせていただきたいと思います。よろしく願いいたします。

○山田裕康議長 産業課長。

○西村産業課長 私、観光担当課長という立場と観光協会事務局長という2つの立場がございますので、まず両方の立場でそれぞれ回答させていただきます。

まず、産業課長としまして、今ほどおっしゃっていただいた道の駅せせらぎのこうら、こちらには年間約42万人のお客さんが来られているという現状でございます。ただ、そこへ寄って、もうそのまま帰られてしまうという課題があって、そこからやっぱり甲良町の町内の方にどういうふうに誘客をしていくかというのが1つの課題ではないかと考えております。

今、やっぱり、道の駅せせらぎのこうら、これが核になるというふうにご考えておきまして、その指定管理者でありますパシフィックコンサルタンツ、こちらの方で、昨年、今年度からウェルネスツーリズムという、そういう題しまして、運動、食、また癒やし、交流というこのテーマに、甲良町内の観光施設や飲食店、こちらと連携して、そういう体験型の誘客を図っていかないと。

パシフィックさんがそういう計画を持っておられますので、また甲良町、それから甲良町観光協会、それから県立大学さんの方とも連携をしていくという、そういうような計画になっておりますので、これの実現に向けて甲良町としても関わっていきたいと思います。

それから、観光協会の事務局長としましては、特に人材育成というところで、現状のこの観光協会の体制が事務職員さん2名というところで事業を行っておりますが、現在はやっぱりSNSとデジタルな発信、こういうものが非常に重要となっておりますが、なかなかその人材がないという状況でございます。

やっぱり、その人材を確保するためにはそれなりの予算も必要ではございますが、ちょうど町内の学生さんで自分で甲良町を撮って動画を作ったという、そういう方がおられまして、その動画を提供していただいて、それをアップさせていただいていると、そういうこともありますので、そういった方をどんどん活用させていただいて、観光の事業をやっていきたいと考えております。

また、新作能「高虎」につきまして、これは今年はウェブ配信事業をやっ

ていこうということで、ちょうど昨日、3月3日から14日までの間、有料動画配信がスタートしているということで、この新作能の動画の中に、まずどしよっぱつに甲良町のPR動画が3分程度編集されております。見ていただいた方は、まず甲良町のPR動画を見ていただいて、能の方の動画も見ていただくということをやっておりますので、全国の方がご覧になられたら、また甲良町のことを知っていただけるという、そういう期待をしておりますので、よろしく願いいたします。

○山田裕康議長 阪東議員。

○阪東議員 それでは、②の件の方に移らさせていただきます。甲良町は古くから多くの歴史に包まれた地域ということは、甲良町はじめ、近隣の住民の皆さんは誰でもこう知っていると思っております。藤堂高虎のNHK大河ドラマの放映に町長や関係者も陳情されているところでございます。しかしながら、その成果はすぐには出ていません。藤堂高虎はまだまだ一般の観光客からすると、浸透がこう薄いのではないかなと思います。

そこで、これは私の意見なんですけれども、国道307号線にこうら道の駅に目玉モニュメントというか、例えば、藤堂高虎生誕の地など、大きなモニュメントを建てて、まず気を引くというふうな形を考えてもらって、まず車に止まってもらって、興味を持ってもらうというふうな施策も、仮に重要だと、こう思っております。

岐阜の方では、竹中半兵衛かな、岐阜の地点ではモニュメントも建っていますし、姫路の方では黒田官兵衛かな、そういうようなところもモニュメントが建っていると思います。

そういった意味で、やはり、まずは目立つ施策というふうなところについても考えていただいた方がいいん違うんかなと、こう思っております。ご意見をお伺いします。

○山田裕康議長 産業課長。

○西村産業課長 ご提案ありがとうございます。モニュメントではないんですが、去る2月11日の祝日に、町内4カ所に、高虎公のイラストをモチーフにした自販機を町内4カ所に設置させていただきました。ちょうど和の家の方で自販機を置きまして、マスコミさんをお呼びしまして、NHKのテレビ、またびわ湖放送でも流していただけたということで、藤堂高虎の生地甲良というふうに呼んでおります。それで、皆さんに知っていただけるいう機会になったと思います。

また、新聞、テレビ、特にNHKさんですが、NHKワールドの方でもこの自販機を取り上げていただいたということも聞いておりますので、世界の方が、特に藤堂高虎の肉声は和の家の館長さんにとっていただいて、その音

声の内容はコロナ対策を呼びかけるという内容でございましたので、特にマスコミさんが興味を持っていただいたというふうに思っております。

また、ツイッター等、SNSでも100件近くのその自販機を取り上げていただいたということで、そういう意味ではPRができたと思います。また、阪東議員さんのご意見いただきました、そういう看板についても、当然予算が伴いますが、検討の方をさせていただきたいと思います。

以上です。

○山田裕康議長 阪東議員。

○阪東議員 次に③です。これは丸山議員から聞いたんですけども、甲良町のキャラクターのグッズといえば、ココラちゃんやとらにゃんというふうなところが代表的になると思うんですけども、最近ひこにゃんが販売されているというふうなところを聞いています。やはり、甲良の地ということはやはり甲良のものも引き続き置いていただきたいと思うんですけど、今はもうないんでしょうかね。

○山田裕康議長 産業課長。

○西村産業課長 まずキャラクターとして、まず、ココラちゃんにつきましては、10年ほど前にグッズをいろいろ作りましたが、今はもう全て在庫はありませんので、何分、これを作るとなると、在庫を抱えるということになりますので、今はココラちゃんについては今は考えておりません。

また、藤堂高虎公につきましては、町としてこれまで天然水とか、それから、お酒の方を造ってきました。また、和の家さんの方では、藤堂高虎公顕彰会の方で、Tシャツとかキーホルダーとかクリアファイルとか、そういう商品を今販売しておりますが、やっぱり在庫を抱えるということがありますので、ちょっと、当然、値段も安くするとすると、その分、在庫を抱えるということになりますので、それなりの値段はしていると思います。

また、別の今情報としましては、今、彦根の河原町の方に戦国グッズを販売しているお店があるんですけど、先日そちらに行ってきましたら、3月中頃に、今、戦国武将の武将印、いわゆる御朱印みたいな感じのものです。これの武将十人衆というのがこの3月中頃に製作されるんですけど、その中に藤堂高虎が選ばれているということですので、これを藤堂高虎の御朱印を、そういうファンがおられますので、それを買い求めるには甲良町へ行って買えるとか、そういうふうなことも考えていただいているということなので、また、そこのお店にお邪魔して、そういうお願いをさせていただこうと思います。

それから、そこでも、そのお店でも藤堂高虎のグッズが幾つもありますので、そこは在庫を抱えていただかなくても委託販売みたいに、売れた分だけ

お金を頂きますという、こういうお話も聞いていますので、そういった形で、これは観光協会としての答弁でございますが、そういうふうに対応させていただきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

○山田裕康議長 阪東議員。

○阪東議員 それでは、④の方、近年、コロナウイルスにて県外で車でドライブするということはめっきり少なくなりましたが、湖北の道の駅というか、海津の街道というか、あぢかまの里にはもう既に電子決済というふうな形のものが運用されておりました。やっぱり、コロナ禍の中でキャッシュレスというのも1つは有効であろうかなと思います。将来、必ず導入の必要性があると思いますが、その動きはどのようにされるでしょうかというふうな質問です。

○山田裕康議長 産業課長。

○西村産業課長 今、道の駅の名前が出ましたので、甲良の道の駅の駅長さんの方に確認しましたところ、そのクレジットカード、また電子決済を検討しているということは聞いております。ただし、決済手数料という負担がかかっておりますので、ちょっと収益に多少なりとも影響することもありますので、今現在は検討中ということを知っております。

○山田裕康議長 阪東議員。

○阪東議員 続きまして、2番の方の甲良町の庁舎整備について伺いたいと思います。

3月1日の全員協議会でも質問がありました、甲良町の庁舎は野瀬町長就任後、何らかの改善というか、方向性がちょっと不透明かなというふうに思っております。

消防団が過去期待していた防災センターも、計画も頓挫しました。新たに防災機能付き施設の建設ということで、前田中議員の一般質問に回答して、何ら動きがかかってないというのが実情だと、こう思っております。

今年度はコロナに付随する対策に追われましたが、今後においてはある意味で、夢の実現も町長の仕事だと、こう思っております。何をするにしても資金と今、議会の合議がこう必要だと思います。ここで再度、町長に次の質問を伺います。

まず第1に、1番目に、耐震面で危険な建物と以前からおっしゃっている過去の水道建設課の建物がいまだ存在していることは、やっぱり危機管理上、本当に機能が果たしてないように思います。近い将来、どのようにするか、計画があるのかお答え願いたいのと、またそれに伴う代替の倉庫スペースが必要だと思います。そういった意味でどないかせんとあかんというふうな形のもので、1番、2番、こう併せて回答をしていただきたいと思いますので

でよろしく申し上げます。

○山田裕康議長 町長。

○野瀬町長 1番、2番と限定いただきましたが、もう総括的にお答えをさせてもらおうかなという用意をさせていただきました。

おっしゃいましたように、防災センターについては田中議員から度々ご質問をいただいて、基本的な考え方を町長は述べさせてもらってきました。その連続線上で考えております。

改めて、令和3年度に、仮称防災危機管理センターと仮称倉庫棟（ごみステーション）で表記をさせてもらっていますが、計画を進めるために、令和3年度甲良町一般会計、9款 1項 3目の防災費におきまして、委託料に防災センター設計業務委託料1,000万円を計上させていただきました。計画に係る設計費は両施設とも一般財源でありますので、防災危機管理センターと倉庫の両方合わせての基本設計費の計上をさせていただいているところであります。

経過につきまして、現在止まっております要因につきましては、前回、平成30年度に公共施設検討委員会を設置いたしまして、倉庫機能、廃棄物収集処理機能、防災センター機能、駐車場機能の基本構想と施設配置の基本計画案につきまして、議会と協議をしてきたという経緯がございます。

しかし、これが止まっているということにつきましては、計画が遅れている原因については、平成29年3月に策定をしました甲良町公共施設等総合管理計画、それを基に諸計画を進めようということで、平成30年度に進めた経緯がありますが、その前として高度経済成長期に整備をされた公共施設の老朽化、耐震化対策の基に、国においてインフラ長寿化基本計画が策定をされました。

この計画によって、本町につきましても公共施設の総合管理計画を基にした建築物の長寿命もしくは修繕更新の実施計画であります公共施設ごとの、今やっているんですが、個別施設計画を策定すること、これが先決というふうにされましたので、この計画策定につきまして、本年3月に策定が完了する見込みの見通しであります。

また、甲良町地域防災計画についても、本年3月末をもって計画の見直しを完了いたします。これらの諸計画が完了することによって、冒頭申し上げましたこの計画の前提であった諸計画が完了しましたので、冒頭申し上げました1,000万の設計委託料を計上して、基本設計に入っていきたいというふうに思っております。

計画につきましては、議会と協議をしながら進めてまいりたいと考えているところでございます。

○山田裕康議長 阪東議員。

○阪東議員 今、過去の内容を説明いただいたんですけれども、いずれにせよ資金が必要と、将来、どの時点、今、計画的な設計なんですけれども、どの時点で大体建設に入るかというふうな夢はないのかなというふうな質問を、これは④になるんかもわかりませんが、④の総合的な立地計画というふうな形のをどのようなプロセスでどこでやるんやというふうな形のは、野瀬町長の頭の中にはないのかなというふうに思うんですけれども。

○山田裕康議長 町長。

○野瀬町長 倉庫と防災危機管理センター、申し上げておりますので、倉庫につきましては広域行政組合で、少なくとも10年先しか新施設ができませんので、その間、議会の方でも、ごみ減量化の研修に行っていましたので、取組を進めなければなりませんし、西側倉庫を除却しましたので、役場の倉庫機能が重要だということでもありますし、書庫も大分手狭になっているという状況でありますので、これはもう倉庫と、それから、申し上げてきましたように、荒ぶる自然災害に備えて、いつ起きるか分からない災害に備えるという甲良町の防災本部機能等々、必要な施設を整備していきたい。

ただ、申し上げました財源であります、ご承知のように、国の方で新たな5カ年の計画で、緊急防災・減災事業債が継続されるということになりましたので、財源はそれを当てにしていきたいというふうに考えております。

○山田裕康議長 阪東議員。

○阪東議員 取りあえず、この問題については、今後いろいろ議会の勉強とか、そういうのが出てくるとお思いますので、この辺にしておきたいというふうに思っております。

続いて、3番の教育関係でGIGAスクールについての質問をさせていただきます。

2019年12月13日、国の方で閣議決定をされた児童・生徒向けに1人1台の端末と高速大容量通信ネットワーク、5Gというふうな形で通称は呼ばれているものなんですけど、一体に整備するための経費が盛り込まれました。

今の若い人というのは、Society 5.0世代という、生きる子どもたちにとって、PC端末や、PCとかそういう端末は鉛筆やノートと並ぶスマートアイテムというふうなものです。今や仕事でも家庭でも社会でもあらゆる場所でICT活動が日常のものになっているように思います。

社会を生き抜く力を育み、子どもたちが可能性を広げる場所である学校が時代に取り残され、世界から遅れたままではいけないと、こういうふうに思います。1人1台の端末環境はもはや令和の時代の、時代における学校の

スタンダードというふうなものであり、特別なことではないというふうに思っております。

これまでの我が国の150年に及ぶ教育実践の蓄積の上に、最先端のICT教育を取り入れ、これまで実践とICTのベストミックスを図っていくことにより、これからの学校教育は劇的に変わるというふうに思っております。

このような新たな教育技術改革は、多様な子どもたちの誰一人取り残すことなく、公正に個別最適化された学びで、創造性を育む学びを寄与するものであり、特別な支援が必要な子どもたちの可能性を大きく広げるものです。

また、1人1台の端末の整備と併せて、総合的校務支援システムをはじめとしたICTの導入、運用を加速させていくことで、授業の準備や成績の処理、負担軽減に資するものであり、学校における働き方改革についてもつながります。

忘れてはならないのは、ICT環境の整備は手段であり、目的ではないということです。子どもたちが変化を前向きに受け止め、豊かな創造性を唱え、持続的可能な社会のづくり手として予測可能な未来社会を自立的に生き、社会の形成に参画するための資質能力を一層確実に育成していくことが重要だと思っております。

その際、子どもたちがICTを適切に安全に使いこなすネットワーク、ネットワークリテラシーなどの情報活用能力を活かしていくことも重要だと、こう思っております。

そこで質問をさせていただきたいと思えます。つまり、1、2と併せて質問をさせていただきます。

今、GIGAスクール導入にあたりまして、セキュリティー面、ハード機能を使いこなすため、先生方にやはり仮想空間とかいろいろ現実の空間、仮想空間はサイバー空間というふうな形を言うんですけど、そういうふうな中身はなかなか今の子どもたちの方がよく知っている、逆に知っているかもわかりませんが、そういうところが先生方に格差があるん違うかなというふうに、私はこう思っているんですけど、そのようなことがなかったらいいんですけど、その格差是正のために甲良として研修を含む取組の状況というふうな形について説明がお願いできればありがたいなというふうに思っています。

できれば、やっぱり小学校・中学校のやり方が違うと思うので、そこら分かればご回答いただきたいというふうに思っております。

○山田裕康議長 学校教育課長。

○藤村学校教育課長 議員のおっしゃるとおり、4月から1人1台タブレットのGIGAスクール構想が始まります。それに向かって、導入に向かって、

今、研修等を行っているところでございます。

甲良町ICT教育推進検討委員会を開いて、各校の管理職、そして、ICT教育担当者に集まっていただいて、導入するタブレットを使って実際に研修をしていただいております。また、小学校・中学校に分かれて、同じくタブレットを使った研修等もしております。使い方とか活用例などもネットから動画で見られるようにもしてありますので、それを参考にしているところです。

どの教員も困らないように、定例的に研修会を開いて研修をしていくつもりです。また、専門的な知識を持ったGIGAスクールサポーターの配置の方も考えておまして、その方に来ていただいて、教師の研修を定期的に行っていく、また授業等で使い方等に困ったときは相談ができると。そういうふうな体制もつくっていく予定です。また、県の教育委員会の方も、来年度はICT活用に力を入れていくというような方針でございますので、そこにも積極的に研修に参加してもらおうということを考えております。

そして、研修なんですが、実際には4月からタブレットが導入されますので、4月から入ったら、もうその各学校の方で随時研修を進めて行っていく予定でございます。

以上です。

○山田裕康議長 阪東議員。

○阪東議員 ほぼ1、2、3も含めて説明をいただいたと思うんですけど、一番心配をするのは、やっぱり内部通信環境を含めて、使いこなす能力を先生方がやっぱり必要やと思うんです。そういう、やっぱり先生方で今のサイバー空間というか、仮想空間と、フィジカルというか、現実の空間との高度な融合をさせていったときに、多数のリテラシー、使いこなすような指導能力ができる先生が、やっぱり、ただタブレット動かす力では駄目だと思うんです。

要は、5.0世代というふうな形で、4.0世代というのは今の言うクラウド方式で情報を引っ張ってくるというのが4.0世代。5.0世代は何が変わってくるのかというふうな形について、やっぱりサイバー空間の上に情報が、もうネットワークが物すごい、やっぱり多量にそこに潜んでいるということで、そこではもう人工知能というふうなものがあって、人工解析をして、人工と解析、人工知能は、要はAIと言うた方がええと思うんですけども、それがそういうものを使って、基本的には将来は、もう現実起こっているんですけど、車が自動オートで、この道はこういうふうなフィジカルな現実があって、こういうところに危ないという情報はサイバー上にあるというふうな形が融合して、1つの自動運転というふうなものが開発される、それ

が5.0世代というふうなところなので、手術も含めて遠隔手術ができるというのは、ただし、こっちからやっけていて手術をするんじゃないで、そういう情報網、サイバー上の情報網がいろんなあって手術ができるというふうな形、それらのことが、やっぱり分かる先生というのを今後甲良も入れていただきたいと。それが、子どもたち、甲良はね、やっぱり人数が少ない、過疎化が進んで人数が少ないというのは逆にプラスで、よく教えられる、一人一人個人授業ができるというところが、やっぱり特権だと思うので、その辺についてもしっかりした、そういうふうな先生も引き抜いてくるというのも、民間からでもいいと思って、そういうふうなところからでも来ていただくというふうな形について心がけていただきたいなというふうに思います。

それと、4月からというふうな、実際、1人1台ずつ持つということで、去年は、やっぱり新学期が始まった途端に、コロナウイルスが、感染症が発生しまして、多くの学校が臨時休校に追い込まれました。その中でもそういう今の言うGIGAスクール、第5期科学技術基本計画というふうなものがあるんです、それがもう実践できておれば、自宅と学校がオンラインにより通常授業というふうなものできたと思います。

そういった中で、LAN環境、ソフト面のクラウド環境、セキュリティー対策をしっかりしてもらって、4月から実際始めていただくということで、本当に慎重に、やっぱりセキュリティーも重要だと思うので、今一度こう見直していただきまして、セキュリティー面も十分に見てもらい、そして、時にはそういう学校の教室でなくって、離れながら授業もできるという訓練も、やっぱりこれから重要でないだろうかなというふうに思っております。よろしくお願ひしたいと思います。

それと、すいません。それと、③のところについて伺っていきたいと思います。一見、タブレットを使用した授業を増やすことは、やっぱり健康面とか、視力低下というふうなところに心配されるころがあるかと思いますが。そういった中、国とか県とか、そういう指導は何かされておるのかされてないのか、大体、そういうタブレットした授業は何時間にしておきなさいよというふうな形はあるのかなのか、ご質問したいと思います。

○山田裕康議長 学校教育課長。

○藤村学校教育課長 長時間のタブレットを使用することによって視力に影響があるかどうかというのは、来年度、文部科学省の方が調査をするというふうな情報があります。現在のところ、エビデンスとしては持っていないということです。

ただ長時間ずっと使い続けるということは、1日続けるということはほぼないかなと思うんですが、その授業の中で、先ほど議員がおっしゃられまし

たように、ICTを使って子どもの能力を高めていくということで、ただ使うことだけが目的にならないような形にはしていきたいなというふうに考えております。

○山田裕康議長 阪東議員。

○阪東議員 そしたら、最後の質問で④の方に。日本は諸外国から比べてICT教育がかなり遅れていると言われてはいますが、この春からタブレットができれば、今後、パソコンも使えるようになってくると思うんですけども、そういう中で基本的な導入にわたりまして、先生方がICTによりまして、今現在の教育の中で失われそうな内容があるのかないのか、質問したいと思います。

○山田裕康議長 学校教育課長。

○藤村学校教育課長 冒頭、議員がおっしゃられましたように、ずっと長年、学校教育で培ってきて、能力等は高めていくということに注視をしてきました。ただICTが入ることによって、ICTを使って、その子どもたちの能力を高めるということが目的でありますので、ICTだけを使ってしまって、それが目的になってしまうような認識だけは避けなければならないなというふうに思っているのが1点目です。

もう1点、これまで漢字とか英語のつづりとかは手で書いて覚えるという学習、繰り返し何度も書いて覚えるということをやってきましたが、このICTが導入されることで、その活動がひょっとしたら意識として薄れてしまわないかなというような危惧はされているところでございます。

○山田裕康議長 阪東議員。

○阪東議員 やっぱり、何かやれば失うこともあると。いいこともある代わりにやっぱり失うこともあるということで、両面ですね、十分に気をつけながらしていただきたい。

特に、やはり批判とかいじめの道具にならないように、当然、どう言うんか、メールなどいろんな形ができるようなシステムになってくると思うんですけども、いじめの対象にならないように、やっぱり監視も含めて、セキュリティー面で十分に気をつけていただきたいなというふうに思っております。

次に、最後になりますけど、4番目の職員の事務ミス的事象等についての改善について伺います。

基本的には総務課長に伺いたいと思うんですけども、ドラマでありました、米倉涼子の「ドクターX」、皆さん、見られたんでしょうか。「私は失敗しないので」というのがはやりになったんですけども、これはもうドラマの世界で、人間は必ずミスや、時には大きな失敗と、時には大きな事故を

起こします。このような中で企業や団体では様々な人材の教育、プロセスという教育スケジュールにより能力の向上を目指しているのが現状やったと思います。

野瀬町長も、公約である職員力の向上をというふうな形のを掲げて選挙に出られたと思うんですけれども、そういった中で、1つは職員力の向上はどの程度進みましたかということは、町長に最後にお聞きしたいと思いますので、少しこう考えておいていただきたいというふうに思います。

そこで1番で、議会で度々職員のミスが報告されております。まず、議会に発表される時には、もう新聞沙汰になっていることが非常に多い。上司の課長がいろんな面でチェックをされていると思うんですけれども、されたときに、こいつミスった、ヒヤリミスというふうなところをいろいろまたそこで終わっているんかもわかりませんが、そういったところが、総務課長、何件ぐらい、1年間にありますか。

○山田裕康議長 総務課長。

○中川総務課長 職員のミスについては、何回か、近年、議会でも議論されています。まず、始末書の件数はいうようなことも過去に出ましたので、そのときに始末書が二十何件ですと答えたこともありますし、懲戒処分も年に1回ぐらいは、ここ二、三年続いているかなというふうには思っております。

その顛末書の関係ですが、町の方もいろんな整備をしまして、懲戒分限の委員会なりをつくって、懲戒処分の指針もつくって、対応をさせてもらうてます。

ただ、顛末書については、もう基本的にはもう初歩的なミスが結構多くて、変な言い方ですが、行政のイロハのイが理解できてないようなミスが多発しています。

それも、懲戒の方に諮問したりはするんですが、懲戒処分というのは故意に悪いことをした場合が処分されると、ミスは処分されないというのがちょっと分かりましたので、この2月ではありますが、分限処分の指針をつくりました。分限処分というのは、一般的に病気休暇のことだけが取り沙汰されていますが、ちょっと中身を見ると、例えば、勤務実績不良という項目があって、よく議会でも話に出る、所定の業務を行わずとか上司への報告・連絡・相談などを繰り返ししていないというのは、もう勤務実績不良に該当するということで、懲戒処分というよりは分限処分の対象になるのではないかないうようなことが分かりましたので、こういう指針をつくって、今みたいな具体例をこの場合はこうなりますよ、勤務成績不良ですよ、この場合は職員として欠格事項ですよというのを表で整理して指針をつくってます。

それを課長会なり、全職員にこの間ちょっと周知をしましたので、通常、

今まで意識されていなかったことが繰り返されるようでしたら、任命権者が都合によったらこういう処分をさせてもらうというようなことで、今、周知をしているところであります。

○山田裕康議長 阪東議員。

○阪東議員 最後の、どう言うんか、処罰までこうお話をいただいたんですけど、あまり処罰をやり過ぎると、モチベーションも下がってくるというふうなところなので、やはり、そういうヒヤリミスというところは、まだまだ口頭で注意ができるというふうなところなんです。それは、やっぱりそこで課長が、こういうところにミスを起こして、この子はこういうところにミスが多いなというふうな形を言ってあげて、そういうようなところに対して、ほかの人にもこういうようなところが間違っているよというふうな形も水平展開をしながらやってはるのかなというふうなところをお聞きしたかったので、この懲戒までいくと、いろんな、ほんなんやったら、モチベーションも、やらん方がましやなというふうな形になってくるので、そういうふうなところにも一人一人課長はどのように前向きにやってはるのかなというふうな質問をしたかったんです。

○山田裕康議長 総務課長。

○中川総務課長 総務課の場合でしたら、まず、月に1回、ひと月にする業務の業務確認をしています。その係ごとに、忙しい場合は応援するようにとか、過去の事例でこういうミスがあったというのを記憶している場合は、そういうミスがあったんでこうするよというのとは、まず月に1回していますし、毎朝、それぞれの業務の確認をそれぞれ総務課の場合はしています、その日の応援体制をどうするんだというようなことで、もし回れない場合は、ほかから応援を頼むとかいうようなことで、ある程度、予見できる範囲のことは中では話し合っ、未然に防ぐようには総務課のほうはしております。

○山田裕康議長 阪東議員。

○阪東議員 できるだけミスはその日のうちに皆さんと話し合っ、こういうのがあったよというふうな形をやって、大きなミスにならないように注意をしていただきたいというふうに思っています。

次に、②の方ですけれども、どこの職場でも必要な力量というのがあると思うんです。保健福祉課やったら保健福祉課で、これだけはやっぱり分かってないと話にならんと。建設課なんかでも土木のことはイロハのイが、イロハのイは皆違ふと僕は思うんやけれども、そういうふうなその区分とか、その職の中で区分を、そういう技能をまとめたというふうなところのものは、各課の把握があるのかなのか。各課ではいろんな最低限のこんだけの知識を知らないことには第一線として出られませんよというところが把握

をされていますかという。

まさかね、仮免許の運転手に車乗らして、県庁へ走ってこいというふうなわけでもないと思うので、そういうふうなところが各課に、この課は建設課はこんだけの技能をそろえてなかったら駄目ですよ。それをそろえてないのにそれを教育訓練もせんとそこに入れたら、これはもう町長の責任やと思うんですよ。そういうふうな形を町長に言えているのか言えてないのか、そこはどうなんですかね。

○山田裕康議長 総務課長。

○中川総務課長 基本的には一般事務と、今言われているのは専門部門のところやと思います。仮に建設課の方でしたら、建設課の方に配属されましたら、その建設協会が主催する研修プログラムがあります。それが20か30ありますので、率先して、そのプログラム、自分に足りないプログラムを選んでもらって行くように、制度はあります。

当然、それを促すのは、その所属長なり先輩職員やと思いますので、そういう教育訓練を受けさせると、日常、指導するのというようなことでやっていっているのが現状であります。

○山田裕康議長 阪東議員。

○阪東議員 今、③でね、そこそこいいお答えが願えたと思うんですけどね、やっぱり職員ある仕事で、自分の能力を超えるところが絶対出てくると思うんですよ。その出会ったときについては、素直に上司にちょっと知らんところ、私の能力以上のところが来ました、そういうものについて、課長どうしたらええんやろうと。そのままでは駄目なので、やっぱり、今言わはったように、次は外部のこういう教育があるので、こういうなんを受けたらどうやとか、これはこの件については前の前任者が知っているで、一ぺんちょっと夜、時間を割いてもらって勉強したらどうかというふうなところがね、日常茶飯事、そういうプロセスでできているのかなと。

もう4月、途端に4月もうなりますけど、問題が続々出てくると。そういうところはもうちょっと勘弁してほしいなど、我々もこう思っているの、その点について。

○山田裕康議長 総務課長。

○中川総務課長 代表して総務課長が答えていますので、総務課長が、私がしているのはそういうことでもありますし、仮に新規でこういうことを取り組めという上司の命令がありましたら、今日日、スマホがありますので、それで調べると、先進市町なり、先進事例が出ますので、それを見ると、あらかた概要が分かるので、実際、執行するときにはそこに電話をかけるなり、そこ行って、実務を聞いたりすると、今現在、自分の能力がなかったも、そうい

う問合せなり、人に教えてもらったりすると向上していくんじゃないかなと。

ただ、まず基本的には本人がどの業務を命令されても、まずやるんやという気持ちが第一かなと。でも、最初からできないというような思考になると、そのような行動しかしませんので、命令が出たらそれをやり切るとというようなことを思うと、それなりにおのずと考え方もそういう方向で考えて、そういう方向で行動をしていくので、そういう人と知り合って仕事が成功していくのではないかなというふうには思います。

○山田裕康議長 阪東議員。

○阪東議員 やっぱり、そういうふうな形の育て方というふうな形のものをしてもらって、本当にこう不祥事が出ないようにしていただきたいと思います。

甲良の方では、最近も町の方のあれが訴えられているとかいうふうな形も聞いております。やっぱり、ここにおられる方は、学校の先生でいえば聖職というか公人で、それは絶対におまえ死ぬから死ね、いえいえ、おまえは死になさいというふうな上司から言われても、そら、死ねないというふうな形のものになってほしいと思うし、やっぱり、間違っていることは上司でも言い返すというふうなところの人になって、取りあえず訴えるというふうな形については、これは前代未聞やと私は思うとるんですけども、そういう形のも物が現れないように、今後、気をつけていただきたいというふうに思っております。

最後になりましたけれども、野瀬町長に伺っていきたいと思います。

最近、職員の不祥事が本当に続いております。失敗はやっぱり必ず次の行動に活かすということが重要であり、また必要であろうかと思っております。

甲良は次々と温泉のごとく何からなんや湧いてきます。直近の今、先ほど言いました、元職員も訴えを起こしているみたいです。公務員はある意味でも聖職でもあり、絶対、自らの行動は責任を持つのが当たり前だというふうに考えております。今回のようなことについては絶対に許されるべきものではないと思います。

野瀬町長になりまして、公約どおり、職員の向上はどの程度進みましたでしょうか。10点満点で自分では何点ぐらいできたかなというふうに思っておられるでしょうか。これも私の質問なんですけど、よろしくお願いします。

○山田裕康議長 町長。

○野瀬町長 これまで私が町長就任して以降、不祥事、それから総務課長が申しあげました懲戒分限処分というミスを連続させているということからすると、評価については自分ではつけられないぐらいに申し訳ないというのを思っております。もう3年過ぎましたので、こういう状況を脱して、次の展開に移り、私が申しあげています、職員力の向上、こんなことを言わなくて

も、具体は毎日の日常業務を日々しっかりやる、明日に持ち越さない、今日できることを今日やる、モチベーションと考える、いろいろ議会から研修の在り方等々言われておりますが、内部でできる研修はやりますし、外部研修にも派遣しております。

問題は研修に参加して終わりということではなくて、研修に課題意識を持って、分かった、あるいはあれをこうすればこうなるんだなという、すたとんと自分に落ちるのみ込みをつけていくことが大事だなというふうに思っております。

それから、議員提案いただきましたG I G Aスクールでの提案で、外部人材、あるいは今いる職員の人材というか、職員力を高めるということももちろんです。G I G Aスクールみたいに専門的な分野になってくると、おっくうになる部分がありますので、すいすい行けるような外部人材の登用ということも考えていきたいと思っております。

ただ、財源と言われると、非常に苦しいわけですが、前向きな施策を、そして、今年は課題、あるいは施策提案についても県に堂々とこれ何とかしてくれとか、あるいは首長会で甲良町から全県的な提案ができて、一緒に考えるというふうな転換といいますか、転換年にして、モチベーションを上げた前向いた仕事に職員力を注いでいきたいというふうに思っています。

○山田裕康議長 阪東議員。

○阪東議員 できるだけそういったふうに改善を願いたいというふうに思います。

ちょっとG I G Aスクールで教育次長の方に、忘れまして、G I G Aスクールの3番目に指導的な教師の確保というのが書かれています。学校では何人程度、今すぐにはできてないと思っております、何人程度必要と感じられているのと、もう一つ、コロナウイルス感染症の将来の、使った授業で、実施時期をかなり前出しをされても、これは今年の4月というふうな形でいいのか悪いのか、そこら辺ちょっと追加で説明を願えますか。

○山田裕康議長 教育次長。

○福原教育次長 まず、スクールサポーターなんですが、先ほど、藤村の方からも答弁ありましたが、令和3年度につきましては、東・西小学校と中学校3校あるんですが、3校に1名のサポーターを配置しようと思っております。曜日を決めて各校に行ってもらおうと思うんですが、令和4年度以降につきましては、3年度の運用状況を見て検討していきたいなというふうに考えています。

続きまして、LAN整備等なんですが、現在、工事をやっております。もう完了に近づいております。新年度から開始可能な環境を整えているところ

でございます。

次に、学習支援ソフトの購入の方を3月補正で計上しております。タブレットの方はもう既に500台、子どもの分500台というのと、あと、先生の部分も3月補正で計上しているんですが、そのソフトをインストールした状態で3月末に納入してもらおう予定です。

次に、セキュリティー面の関係なんですが、フィルタリングソフトを導入して、有害サイトを含め、外部アクセスへの接続制限を行います。

以上です。

○山田裕康議長 阪東議員。

○阪東議員 ありがとうございます。これで私の全部質問は終わりましたので、終わらせていただきたいと思います。ありがとうございます。

○山田裕康議長 阪東議員の一般質問は終わりました。

次に、7番 丸山議員の一般質問を許します。

7番 丸山議員。

○山田裕康議長 丸山議員。

○丸山議員 今から一般質問させていただきます。

地籍調査の状況はということで、①の、私は長寺西区でありますので、長寺西区における地籍調査の状況をお願いしたいと、聞きたいと思います。

そういった中で、議運のときにも必ず総務課長には言っているんですが、自信があったらすり合わせに来なくてもいいけど、自信があって、すり合わせに来てなかったんだらうと思いますが、何点か聞きたいと思います。

今日は主に3点。昼前に建設水道課長には言いましたが、長らく、これは地籍調査に入る前から、個人の、個人はおじさんから買った土地なんですが、おじさんから買った土地、地籍調査の前からこれは町道が個人の土地に、町道が既にもう建設されてついているんですよ。あれが長いこと、私がもう聞いてからでも四、五年はたつと思うんですが、このままほっておくわけにはいかないと思うんですよ。

先ほどの緑ヶ丘の屋敷のこともあって、親からもらったものでここまでが親に言われている土地やというのと一緒で、これがもし代が替わったら余計またややこしくなると思うので、今後、この土地に関して、行政としてはどのように考えておられますか。

○山田裕康議長 建設水道課長。

○村岸建設水道課長 地籍調査の進捗状況ということでまず最初お答えさせていただきます。

地籍調査、平成20年度から着手をいたしまして、長寺西地区につきましては、6工区に分けて、平成23年度から着手をさせていただいております。

第4工区までは登記が完了しておりますけれども、第5工区の南部宅造周辺、墓地周辺につきましては、平成28年の7月からちょっと1回行いましたが、やはり問題箇所が数カ所残っております、未整理の整理中のものが5件ございます。

また、6工区、九條野付近につきましても、29年度からやったものにつきましても、まだ整理ができてないものが4件というような形で、5工区、6工区とも全てが完了しているというような状態ではないというのが現状でございます。

先ほど道路になっているというような現状で、お話を先ほどお伺いいたしました。そういった中でちょっと調べさせていただいたところ、道路の方につきまして、平成14年当時に、やはり道路用地として、ある方から用地を頂いたものを、購入させていただいたものが登記ができていなくて、まだそういったものが地籍で判明してきたというような状態で、残っているというものは担当の方から聞いております。

そういった中で、今後、そのものについてどのようにしていくのかということが現状ではなかなか進んでいないというのが実情でございます、このままは現状道路としてもう利用させていただいておりますので、そういったことについて進めていきたいとは思っております。

○山田裕康議長 丸山議員。

○丸山議員 今ね、建設課長、言うところはよう分かるんですけどね。今言う、先ほどの緑ヶ丘のことと一緒になんですよ。これがもし、代が替わって、息子さんや娘さんになった場合、僕は親からこう聞いている、私は親からこう聞いていると、ここまでうちの土地やとなったときに、どないして解決するか。これまた、あと四、五年してくださいよ、ざっと見て、今ここにいる担当課長ほとんどいませんよ。このまま引継ぎがされていけばいいで、それはね。これがまた、どっかで課長がどんどん替わって行って、引継ぎができていなかった場合、こんなことが残っていた、まだ5年、10年、15年たったら、これ解決つきませんよ。

正直、極端な話、もし個人がね、ここまでは登記上、うちの土地や言うて、道路にブロックでもぼんぼんと勝手に置かれても、これ、文句言えませんよね、正直言うて。個人の土地になっていますから。

だから、いつまでも、向こうが、朝も昼も聞いたけど、まだ判こをもらえないということは聞きましたが、あるまた、私の近所では個人が家を新築するために登記簿を見直したところ、自分の個人の所有地に既に改良住宅がもう建っていたというところがありました。この当時も、個人は私の土地やから改良住宅を潰してでも返してほしいということであった。しかし、そのと

きはもう建っているもので、行政の方が、そのときの担当は誰だったか分かりませんが、とにかく代替地でこらえていただきたい、話を進めたいということで、そこは話は収まったとは私は聞いております。

ただ、今の方に関して、現状に関しては代替地をくれとも何とも言うてるわけではないと思うんですが、町としてはもう道路がついている、その道路を元の狭い軽トラックが1台ぐらいしか通れない道に戻すのか、その土地の分を町としてはどっかの残地でもあれば、ここでも辛抱していただいて、納得していただけるんだとかいう前向きな、やっぱり今後ね、話を進めていくべきではないかと思うんですが、その前向きな話のあれは、待ってくれと言われてるからって、今日、昼も言うてましたよね、相手さんが。待ってくれ言うてんねんけど、行政もそれで待ってくれ、ずっと待っているわけで、今言う、何べんも言いますけど、担当が替わって引継ぎができなんだら、はい、もうええ、建設課長がまだ来て、間ないですやんか、その前からずっと今の企画監理課長のときからこの話は私はずっとしております。

ただ、引継ぎがどこまでできてたかというのは分かりませんが、このままずっとほっておくわけにはいかんと思うんですよ。これがまた、今後はやっぱりもめていくもとの、今後もし早くこれは解決していかなあかんと思うんですが、これから動きとしてどうですか、一日も早く決着をつけていくような方向でいけますか。

○山田裕康議長 建設水道課長。

○村岸建設水道課長 議員のおっしゃるとおり、なかなか進んでないのが実情で、今年、令和2年度については8月からご本人さんともまだお話ができていない状態でございます。そういった中でございますので、一度、用地買収の方につきましては、平成14年当時、購入したとかいう事業の整理等を行った上で、また町長の方と相談させていただきまして進めてまいりたいと思っております。

○山田裕康議長 丸山議員。

○丸山議員 これをくどくど言うてもしょうがないのであれですが、できるだけ、これは町長、もう地籍の前から、地籍も終わってきて、もう完全に分かっていることですので、一日も早く、やっぱり相手さんと話をし、うまく進めていっていただきたいなと思います。

それと次に、もう2点あるんですが、もう2点は、その前、町長のなる前に、前の町長が決裁してあったという土地の評価額を出して、M氏とこの町の土地を地籍調査で、結果、売り払いしましたよね、総務課長。あのときに、長寺区にある交差点の角右左かな、そこに今個人の持ち物の土地があるから、それを町として、また逆に買収させていただき、交差点を改良すると

いう話を私たち議会で聞いていますよね、それは。

しかし、あれが地籍の中で分かったことか知らん、元々、町の所有の土地だったというのを聞いているんですが、それはどうなんですか。

○山田裕康議長 建設水道課長。

○村岸建設水道課長 その件につきましても、先ほどお伺いしまして、調べさせていただきました。元から、やはりM氏さんの土地でございました。

○丸山議員 どっちが、両方とも。

○村岸建設水道課長 両方とも。

○丸山議員 それで何で町の土地だというのは。

○村岸建設水道課長 いうのはなかったです。交差点のところは両方ともM氏さんの所有の土地でございました。

○山田裕康議長 総務課長。

○中川総務課長 以前、議運でお聞きした話やったと思います。それで、すぐにうち、土地担当のもんを確認をさせて、今言われたことやったので、一応、丸山議員の方に報告していくようにいう話はさせてもろうたんですけど、ちょっと報告が行けてなかったということです。今の答えとおんなじですけど。

○山田裕康議長 丸山議員。

○丸山議員 そしたら、その話は私らがそこの話の話で詰めていったときには、もう既に町は買うてあったということ。それか、その後、買うてるの。日付が、買うたんやったら、買収したんやったら、日付が残ってますやろう。それ以前のもんか、それから後に買うてるんか。

○山田裕康議長 総務課長。

○中川総務課長 今言われているのは元々甲良町の土地やったという話なので、確認したら、甲良町の土地ではなかったということです。それで、今、建設水道課長が言われたとおりです。

○山田裕康議長 丸山議員。

○丸山議員 いや、それならいいんですよ。それならいいんですけど、あの当時は、私、説明しましたやろう。町長はじめ、総務課長が。ここの甲良町地籍調査の結果、町の土地が出てきましたと。それを決裁されたのは前の前町長、この金額で売りますという話は進んでいたということで、その値段で売りますという報告を私ら受けていますやんか。

その後、長寺西区にあるあの右左の交差点のところの土地は、町が買い取りますと言うてましたやんか。その後、購入したものか、それ以前に購入しているのか、そこを聞いているんですよ。それって話が合いませんやろう。要はここを売る後に、長寺区の土地を町が買い取るという話だったと思うんですよ。

○山田裕康議長 建設水道課長。

○村岸建設水道課長 こちらのほうはあれですけども、長寺の県道沿いの交差点の土地につきましては、令和2年3月19日に購入をしております。それは購入は購入で売買契約をさせていただいたというのが実情でございますので、交換と、そういった話ではなく、一件一件整備をさせていただいているという流れでございます。

○山田裕康議長 丸山議員。

○丸山議員 私も交換と聞いていません。交換と聞いていません。ただ、この町の地籍の後、このM氏のところ、中に町の所有の土地があったところをこれは同じ1区画にあるので、M氏に買ってもらうということは私たちが報告を受けておりました。あのとき、総務課長、受けていましたよね、間違いなく。

ただ、そのときに、その後、町としましては交差点を、長寺西区のあのこのT字路が草がひどいし、何か見通しも悪いので美しいしたいと、交差点を改良したいという話を聞いていましたよね、私ら、報告を受けて。

ただ、そのときに、その後買ったものか、その以前から買うてあったのか、令和2年の8月言うたかな。だから、その後なんですか。私たちに報告した後、その以前に買うてあった。

○山田裕康議長 企画監理課長。

○北坂企画監理課長 去年の、私が建水のとときに買っております。

○丸山議員 1年前やね、要は。

○北坂企画監理課長 そうです、ああ、そうそう、ちょうど1年前、3月という話ですと、この中です。

○山田裕康議長 丸山議員。

○丸山議員 教育次長、何か知っていたら、答えられるようなこと……。

そうなんよ。

○山田裕康議長 建設水道課長。

○村岸建設水道課長 ちょっと資料の方を見させてもらいます。9月議会で説明をさせていただいております。購入の方が去年の3月19日ですので、絶対後になると思います。

○山田裕康議長 丸山議員。

○丸山議員 順序は、そうやってうまくいっているんやったら、そんでいいんやけど、私らが聞いているのでは元々町の所有であったということを知っていたので、えらい、今、話が違ふんじゃないかなということだったので、今その報告はできてなかったんやね、私には、要は。その報告というか。

○山田裕康議長 総務課長。

○中川総務課長 報告できていると思っていたんですけど、今、やり取りで、うちの職員が報告できてなかったのかなということです。

○山田裕康議長 丸山議員。

○丸山議員 分かりました。今、町の所有地になって、美しく草も生えんような状態でやってくれた、それはありがたいと思っているんですよ。やっぱり、その地籍で分かったものなのか、それが今言う地籍の前から町の持ち物であったという声も聞いたので、ちょっとそれを聞きたかったんで、この質問をさせていただきました。

それと、この地籍に関しての質問に対しては最後になりますけど、私たちの村の広濟寺、お寺の前から高嶋神社向いて下っていく大きい道路ね、そこに個人が使っている井戸がある。それもまた町道に井戸があるんですよ。道路が逆に個人の井戸があるんですよ。あれは今後どのようにして、個人が使っている井戸が町道にマンホールがあるというのはちょっと不思議というか、おかしいと思うんですよ。あの辺はどうやって今後対処していこうと思っているんですか。

○山田裕康議長 建設水道課長。

○村岸建設水道課長 申し訳ございません。現地が把握できておりませんので、事実を調べさせていただきたいと思います。

○山田裕康議長 丸山議員。

○丸山議員 だからね、こういうきわどい質問をすると言うといたよな、朝から。何点かね。そういった中で、これは町長も知ってくれてんかどうか知らんけど、広濟寺から高嶋神社へ向いていく町道のでかい道、うちの集落では。そこに個人の井戸があるんですよ、本当に。これ、今個人が使っているんですよ、まだ。町道に個人の井戸があるというのはおかしいですよ、どう考えても。あれは同和対策事業なんかで、今言う、払下げの問題とかいろいろあって、それが残っているのかどうか、私もその辺を詳しく分かんのですが、個人が使っているのは1軒だけです。それが道路にあるというのはおかしいですよんか。

やっぱりそういうようなことも、今後、こういうようなことでもめたらいかんで、やっぱり、早急にこれは個人が使っている以上は、個人の土地に井戸を掘り直すか何かして、道路に関しては、もしそれが陥没した場合、何かがあって、井戸ですので、何メートル掘ってあるか分かりませんが、飲み水で使っているということやから、40メートル、50メートル掘ってあるのかもしれないんですが、もしそれが町道で陥没なんかしたときなんか、町が責任を持たないといけませんよね。

そういった意味であって、そういうのは早急に、今また、終わってからで

も建設課長には現地に行って、場所は詳しく説明しますが、早急にこれも個人と話し合いをして、使っているのは1軒ですので、そこへその土地に井戸を掘らしていただくか、何せ道路は何とかせんと、これはいかんと思うんですが、その辺どうですか。

○山田裕康議長 建設水道課長。

○村岸建設水道課長 先ほども申し上げた、現地調査をさせていただいて、道路上に井戸があるようでしたら、やはり道路管理上に問題があると思いますので、改善の方をさせていただきたいと思います。

○山田裕康議長 丸山議員。

○丸山議員 間違いなく、後で、詳しく、何べんも言いますが、場所を説明しますが、間違いなくこれは町道の中に井戸が掘ってある、マンホールがあるんですよ。建設参事、知ってはるんですか、参事は場所……。知らんのか。

ほんまにこれは個人が使っているんだから、もうそれはやっぱり個人のおうちに入れるべきではないかなと。やっぱり、道路は道路として活用していただきたいなど。今後の課題としてひとつまたよろしくお願ひしたいと思ひます。

1番の質問をこれで終わります。

次に2番、呉竹総合センターの今後、今後呉竹区民と呉竹センターの職員はうまくやっけていけるのか。こんな質問をさせていただくのは、正直、うまくいけてないというのが現実であります。だからここで、私が町長、人事に関わるわけにはいきませんので、やっぱり呉竹区の区民とセンターがうまく1つになっていけないというのは、何らかのやっぱり問題があるんでないかなと思うんです。そういった中で、今正直、呉竹区民の中では署名活動までやっておられるということを知っています。

この間、全協、何だったかな、聞いたとき、町長に幾つか何点か言いましたよね。いつ通っても、昼間でもブラインドが閉まっているまま。それは早速言うていただいて、それから私も何度か見に行っていますが、ブラインドは開いています。

しかし、この間、聞いた中で、言葉は多少違うかもしれませんが、子どもが来るとうるさい、年寄りが来たら何か汚いとか、そういう扱いをされると。これは町民の声であります。それは私が今日言うてるのは、町民の声を、これをやっぱり言うていただきたいと。

この間も早うに言いましたけど、私のところに3通の手紙が来ました。そういう中で、やっぱり「はばたきの館」という、いい名前がついているのにはばたけないのが現実であると、これが現状であります。

しかし、この間、町長に聞いていただいた中で、そんなことはセンター長

は言っていないということでありましたが、言っていない言うた言うてないはもう本人のあれで、その場、言うても言うてないといったらそこまでですね。何の証拠もないから。

しかし、呉竹区民はほとんどの方がそうやと言うております。実際、そういうことが長寺センターでもありました。だから、そのときに長寺センターとしては区から、もうこの職員は悪いけど、替えていただきたいという要望があったと思います。その辺、町長どの辺までかを、信じているというか、どう思っておられますか。これ、長寺区ではそういうこともあったので、長寺区民はとにかく替えていただきたい。今の状況だったら、呉竹区民も替えていただきたいという署名活動をされていると思います。町長。

○山田裕康議長 町長。

○野瀬町長 一問一答になりますが、この間、何度も議員からご指摘をいただいていますので、そのとき、折々に事実確認をし、改善をすべきはしてきました。したがって、この丸山議員の質問に対しては、整理をしてね、総括的にお答えをする答弁を用意しているんですが、今の質問に答え、その後、答えさせていただけますが、うるさいとか臭いとか、職員は一切言うておりませんので、それだけは明言しておきます。

○山田裕康議長 丸山議員。

○丸山議員 町長、私たちの村でもそういうことがあったのは事実なんですよ。だから、その言葉は、私も言うてますやんか。正直言って、大なり小なり、言葉の違いというものはあるかもしれませんが、区民としましてはもう全然センターとしての機能は果たされていない。この間、1日のここでやったときの全員協議会するとき、全員協議会のために朝から夕方までぐらいセンター長の車が役場の駐車場に止まっていたと言うてますよ。下にいる方が言うてましたよ。センター長が1日この役場にいるのはおかしいんじゃないですか。その辺、どう思いますか。

○山田裕康議長 町長。

○野瀬町長 職員は現状を知る、あるいは議会のモニターがありますので、その傍聴研修に来ている場合があります。

○山田裕康議長 丸山議員。

○丸山議員 それは大事なこともかもしれませんが、それをね、今言うてるように、いつもそうなんですけど、呉竹センターから来るのに何で自分の自家用車で来るんですか。あくまでも、センターに着いて、通勤で車を止めたら、あくまでも公用車で移動するのが行政でありませんか。だから、自分の車で移動しているから、目について周りが言うてるんですよ。朝からずっといてましたよ、下にというのは。

○山田裕康議長 町長。

○野瀬町長 それでは、丸山議員、整理して説明、答弁させていただいていいですか。

○丸山議員 はい。

○野瀬町長 車の問題については、確かにセンターに公用車があります。現状を聞いてみますと、就労担当が文書を配布したり、用務で出かけることを優先としているということで、そのために私用車を使うということは申ししておりました。総じて、呉竹区民とセンターの職員はうまくやっていけるのかという疑念、何度もこういう事例はどうやどうやと言っていると思いますので、まとめて私の方から答弁させていただきます。

本町の職員はコンプライアンス、いわゆる法令、条例規則に基づいて、上司の命令に従う義務に即して業務を推進いたしております。この公務員としての職務遂行の義務に基づいて、呉竹センター職員は頑張っていると、私は思っております。

3月1日に全員協議会で、その他で呉竹地域総合センターの監査報告をさせていただきましたが、今までのセンター運営の在り方で運営面において不適切な事務がありましたので、不適切なことについては事務改善に取り組んでいるところでございます。

地域総合センターにつきましては、建部議員からも資料を頂きましたとおり、地対財特法、いわゆる地域改善対策事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律が平成14年3月31日に切れました。明くる新年度、厚生労働省、平成14年4月1日から隣保館設置運営要綱を定めました。これは途切れもなく設置を定めています。

本町では、国の隣保館設置運営要綱の設置趣旨であります。地域社会全体の中で福祉の向上や人権啓発の住民の交流拠点となる開かれたコミュニティセンターとして、生活上の各種相談事業や人権課題の解決のため、各種事業を総合的に行うため、本町に隣保館を設置するとした甲良町隣保館の設置に関する条例を定めています。隣保館の事業および管理運営に関しては、甲良町地域総合センターの設置に関する条例を定めています。この条例の規定に基づきまして、甲良町地域総合センターの管理運営規則を定めています。

具体としては、地域総合センターとして、先ほどおっしゃいました長寺では「ふれあいの館」、それから、呉竹では「はばたきの館」の施設を活用して、甲良町が職員を置いて、センターの運営は甲良町が運営主体でございます。今年度、センターでは来年度に向けて、地域総合センター設置条例第6条およびセンター運営規則第4条にうたわれている運営委員会を設置すべく準備会を開催しておりますが、難航しております。

呉竹区民の関係よりも役員との調整に苦慮しているのが現状でございます。運営委員会はセンターの運営計画に事業・重要事項について協議をする外部委員で構成をして、総合センターの運営を円滑・有効に行うための組織であります。したがって、この組織がありませんので、新年度、委員会を設置を目指して、準備を整えているところでございます。

機構改革のときにも申し上げておりました、学区の集落ネットワークや集落支援員の設置など、私たちは一層のセンターの充実を図ってまいりたいと考えております。

議員のご支援をよろしくお願い申し上げます。

○山田裕康議長 丸山議員。

○丸山議員 町長、今、行政職員が、最初からずっと長いことしゃべっておられたので、全部覚えられませんでしたのですが、行政職員、車に乗るのはほかの職員を乗せるために自分の車を使っている。

しかし、自分の車を使って、油代がどこから出るんですか。それも町が払っているんですか。わざわざ皆さん、自分の車を使って大津まで出張に行けと言われて行きますか。油代がどっから出るんですか、それ。細かい話であります。そんなことは通りませんよ、町長、やっぱり。

長寺センターはちゃんとやっぱり、長寺センターから来るときは必ず公用車で来ていますよ、何があっても。そんなことは通らへんと思いますよ。

それと、今、町長が行政職員と言われましたけど、今のセンター長は元々保育士採用として甲良町に来ていると思うんですが、行政の公務員試験は受けているんですか。町長。元々保育士ですよ。

○山田裕康議長 町長。

○野瀬町長 存じております。職種替えを途中でしております。

○山田裕康議長 丸山議員。

○丸山議員 保育士がずっと行政職員のままで残っているということが可能ということですか、そのまま試験を受けずに。もう何十年も長いことこっちにいますけども、元々保育士ですよんか。保育士に戻るのがそろそろいいんじゃないですか。町長。

○山田裕康議長 町長。

○野瀬町長 現時点では行政職員として頑張ってもらっております。

○山田裕康議長 丸山議員。

○丸山議員 あのね、町長。私もね、ないことを質問させていただいているわけじゃないんですよ。これはもう今言っている3通の手紙を見せてもいいですけど、個人からの手紙ですので、それはなかなか見せられませんが、これだけ区民からの、これは町民の声ですよ。私たちは町民の声を議会でこのよ

うに反映さすために代表として選ばれて、この議会に来ているわけですね。1人、2人の声であったら、ここまで届きませんよ。多数の声がこのように言っているんですよ。そこのところがちょっとやっぱり、トップとして判断をしていただきたいなと思うんですが、どうですか。1人、2人の声じゃありませんよ。

○山田裕康議長 町長。

○野瀬町長 今現在、私が先ほど申し上げたとおりで、それが町民の声だと私は思っておりません。

○山田裕康議長 丸山議員。

○丸山議員 あなた、十数年前に官製談合やりましたかと言って、やりましたかと言ったら、どう答えます。官製談合、十数年前にやりましたか。どうですか。

○山田裕康議長 町長。

○野瀬町長 質問の趣旨が違います。

○山田裕康議長 丸山議員。

○丸山議員 私の言っているのは、そういうこと、今、質問通告書でないですけど、正直に人間、私が今言うたことに関してね、あなた、やりましたかと言うたら、やりましたとかやりませんとも言えませんやろう。だから、個人に聞いたところ、1人で聞いたら、誰でも、今、正直、ここに課長さん、何人かいる中、正直に皆ほんまに答えてくれますか。何べんも言いますが、私が言うのは1人の声じゃありません。呉竹の区民の大きな大勢の声を私が今、今日しゃべっているのはそこなんですよ。このままでは何ともならへん。何とかしていただきたい。これが皆さんの声であります。だから、町長が今一生懸命頑張ってくれてる、それ、どの辺を見て評価しておられますか。町長。

○山田裕康議長 町長。

○野瀬町長 センターの実態を見ております。

○山田裕康議長 丸山議員。

○丸山議員 このまましても平行線をたどるだけだと思いますので、これ以上、私も言いませんが、実際機能はしてない。

私たちもね、あの「はばたきの館」ができたときのオープンセレモニーで、この当時、議員であったので行きました。玄関入って左側は高齢の方がくつろげる場所、将棋やら碁やらでもできる場所があって、ちょっとソファがあって、ここで高齢者の方、ゆっくり、窓を開ければ芝生があつてくつろいでくださいよというための場所だと聞いております。玄関入って右奥、ちょっと小さな体育館みたいな感じになっておりますが、そこで小さな子どもたちが遊びに来たら、ここで思い切り遊んでもらうんやと。そういう説明を受

けてた「はばたきの館」ですよ。

それが今現在、全然、子どもたちも高齢者の方も寄りつけないのが現実ではありませんか。町長、その実態はどう思っておられますか。

○山田裕康議長 町長。

○野瀬町長 足りないところがあるとすれば、随時改善をして、隣保館の設置趣旨、それから、センターの条例規則に基づいて地域の皆さんが使いやすい施設、あるいは学区交流の施設として機能するように、センター運用をしてまいりたいと思っております。

○山田裕康議長 丸山議員。

○丸山議員 このまましゃべっててもずっと平行線をたどっていくと思いますので、今、何べんも言いますが、呉竹区民の人が署名活動を一生懸命歩いております。この署名がどれほど集まるかによって、呉竹区民の声が聞こえると思いますので、私はもうこれ以上言いませんが、とにかく、要は活動はできていないのが現実だと思います。

これで私の質問を終わらせていただきます。

議長、ちょっと少しだけ時間を、すいませんが。この3月いっぱい退職されると聞いておりました住民課長、長らくにわたり甲良町に力を入れていただきありがとうございます。町民の皆さんの声を私もちょっと聞いてきたら、一言だけ、すいませんが、小林課長には保健師のときには大変お世話になってありがたかったです。説明も丁寧にしていただき、あの人は保健課に残ってほしいのになという声が沢山聞いております。しかし、私はそのときも言いましたが、私は人事に関わるわけにいきませんので、今、住民課でもものすごく頑張ってくれていますよと言うたら、あの人ならどこ行ってもやってくれますよねという声を聞いていますので、また、今後、お体に気をつけて、もう少しであります、今月いっぱいどうぞよろしくお願ひしたいと思います。

これで、議長、私の質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

○山田裕康議長 丸山議員の一般質問が終わりました。

以上で、本日の日程は全て終了しました。

本日はこれをもって散会します。ご苦労さまでした。

(午後 4時49分 散会)

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

甲良町議会議長 山 田 裕 康

〃 副議長 山 田 充

署 名 議 員 建 部 孝 夫

署 名 議 員 西 澤 伸 明